

平成 28 年 12 月 19 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (9 時 59 分開会)

本日の委員会は、12 月 16 日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

〈生涯学習課〉

◎桑名委員長 それでは、生涯学習課を行います。

◎森生涯学習課長 お手元の資料②、平成 28 年 12 月高知県議会定例議案説明書（補正予算）の 194 ページをお開きください。青少年センター本館及び宿泊棟の解体工事に伴う、繰越明許費をお諮りするものです。繰越額は、13 教育費の学校施設等整備費の青少年教育施設整備費 1 億 551 万 2,000 円です。解体工事については、当初、新館の完成後に着手を行い、本年度末の完成を見込んでましたが、新館の改築工事におきまして、事前の家屋調査に係る近隣住民の意向確認に日数を要したことや、地中障害物の撤去に時間を要したことなどから、完成に 2 カ月程度のおくれが生じました。これに伴い、旧館の解体工事の開始にもおくれが生じ、工期が平成 29 年度にわたる見込みとなりましたことから、今回繰り越しをお諮りするものです。なお、新館については、11 月末に建物が完成しましたので、今後可能な限り速やかに解体工事を発注できるよう準備を進めてまいります。

私からの御説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎桑名委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 平成 28 年度 12 月補正予算について、御説明をさせていただきます。お手元の資料②の議案説明資料（補正予算）の 196 ページをお願いします。ページ右端の説明欄をごらんください。2 の図書館活動費に 100 万円の増額の補正予算を計上しております。これは香南市に工場を立地しております山本貴金属地金株式会社の社員、11 名の方からふるさと納税制度に基づき 100 万円の寄附をいただき、その寄附を活用しまして、県立図書館の図書購入費を増額するものです。山本貴金属地金株式会社からは、平成 20 年度から毎年寄附をいただいております。県民の読書環境の向上や県内の人材育成に貢献したいとの同社の意向に沿って、多くの分野に応用が可能であるコンピュータープログラミングやウェブデザインなど、IT 関連の図書を県立図書館で選書し購入しております。県立図書館 2 階のジョブコーナー内にはこれまでに購入した図書を集め、ヤマキン・ライブラリーとしてコーナーを構えまして、県民の皆様にご利用をいただいております。

私からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《請願》

◎桑名委員長 次に、請願についてであります。

最初に、請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読をさせます。

◎書記 読み上げさせていただきます。請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」。小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨。高知県の次代を担う子供たちを育てるため、県独自の措置による「小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級」の継続や「複式学級の定数改善」などを求める声は、学校現場のみならず、多くの保護者からも聞かれる。学校予算の増額や給付制奨学金制度の創設など、小学校から大学に至るまでの保護者負担のより一層の軽減は、「貧困の連鎖」を断ち切り、お金の心配なく安心して充実した教育を受ける権利を保障するためにも重要かつ急務の課題である。

また、高知県では1カ月以上もかわりの先生が来ない「先生のいない教室」が2014年度は51件、2015年度は82件ある。こうしたことは二度と起こしてはならない。

学校統廃合が進んでいる高知県では「地域文化の中心」たる学校を守っていかなければならない。

また、子供たち一人一人の教育を受ける権利の保障と、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育を進めることも必要である。

日本国憲法や子供の権利条約を生かした理想の教育を実現することは、子供たちはもちろん、保護者・県民の心からの願いである。

ついては、次の事項の実現が図られるよう請願する。

1、教育費の保護者負担を一層軽減するために、学校予算を増額すること。特に、図書購入費と教材費をふやすこと。

2、全ての子供が安心して教育を受けられる支援制度を実現すること。

(1) 所得制限のない高校授業料無償化の復活を国に要望すること。

(2) 高知県独自の給付型奨学金制度を拡充すること。

(3) 及び(4) (危機管理文化厚生委員会所管分)

(5) 県内の一部地域や自治体で行われている通学費等の援助を県として全県に拡大すること。

3、(危機管理文化厚生委員会所管分)

- 4、休んだ先生のかわりの先生がすぐに配置できるようにして、授業や学校運営に影響が出ないようにすること。
- 5、現在行われている県独自の小学校1・2年生・中学校1年生の30人、小学校3・4年生の35人以下学級を維持するとともに、小学校5・6年生と中学校2・3年生、高校生についても改善を行うこと。また、国の責任で少人数学級をさらに実現するよう、働きかけること。
- 6、複式学級基準の改善を国に働きかけること。また、それが実現するまでの間、県独自で以下の定数改善をすること。
 - (1) 16人の現行定数を引き下げること。
 - (2) 全ての小学校1年生の単式化と、飛び複式学級の解消を行うこと。
 - (3) 複式学級のある中学校の教職員定数の改善・増員をすること。
- 7、特別支援教育の充実を図ること。
 - (1) 特別支援学校の「設置基準」をつくるよう、国に働きかけること。
 - (2) 寄宿舎のある「知的障害児対象の特別支援学校」を高知市内に設置すること。
 - (3) 特別支援学級の学級編制標準（現在は8人で1クラス）を引き下げること。

請願者。高知市丸ノ内2丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表世話人、大西朋枝ほか7,817人。

紹介議員。塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日。平成28年12月13日。

◎桑名委員長 それでは、順次、関係課からの参考説明を求めます。

〈小中学校課〉

◎長岡参事兼小中学校課長 請願項目の1、4、5、6が小中学校課の担当業務となりますので、この4項目を説明させていただきます。

まず、1の学校予算の増額。特に、図書購入費と教材費の予算増額についての項目ですが、市町村立の小中学校の図書や教材を整備する費用については、設置者であり実施主体として責任を負っている市町村が負担することとなっております。そして、これらのいずれの経費についても、国から地方交付税措置がなされて、一般財源として市町村に入ってきているところです。市町村教育委員会におきましては、この財政措置も活用しながら、各学校の教材等の整備をお願いしているところです。そして、この財政措置の制度は、それぞれの市町村が計画的に教材等の整備を進めていく上では極めて重要なものですので、県としては国からどのような教材が財源措置をされているのか、その情報を即時に提供するとともに、この制度の見直し等の動向にも注視しているところです。

次に、4の教員の代替者の配置についての項目です。教員が病気等により休業した場合には、県に臨時教員志願書を提出し、名簿登録いただいている方を代替教員として配置し

ております。ただ、現在、臨時的任用を可能とする臨時教員の現状については、少子化が進む中で教員を志す者がそもそも減少していること。また、退職者が増加し、教員の採用数が伸びていることなどから、臨時教員の絶対数が減少し、代替教員が少なくなってきた状況がございます。このようなことから、病気休暇等を取得した教員の後補充が十分にできない状況も出てきております。ただ、市町村教育委員会や学校の協力も得まして、担任が不在という状況には至っておりません。いずれにしましても、児童生徒の皆さんや保護者の方々、学校に大変申しわけなく思っております。これから教員の代替者の確実な配置を行うためには、まず、教員を目指す、あるいは本県の学校で働く希望のある人をふやすこと。また、県内在住で教員免許を持つ方を掘り起こすこと。さらに、再任用による教員をふやすこと。また、計画的な配置を行うこと等が重要だと考えております。このため、現在、再任用の呼びかけを行うと同時に、再任用教員の勤務体制の柔軟化を図り、再任用職員を増加させております。また、県外での採用審査や県外教員を対象とした採用審査も行っております。この上に、県内外の大学での説明会を実施し、本県教員採用審査の受審について積極的な呼びかけを行っております。このようなことを通して、またあらゆる手だてを講じて、教員や教員候補者を確保していきたいと考えております。

次に、5の小学校1・2年生・中学校1年生の30人学級編制など、学級編成の維持や改善についての項目です。学力の問題や不登校・暴力行為などの生徒指導上の課題が長年の懸案であります中で、本県ではこれらの課題の解決に向け、平成16年度から全国に先駆けて少人数学級編制を取り組み始めてまいりました。そして、この請願書でございますように、小学校低学年と中学校1年生で30人学級編制を、小学校、中学年で35人学級編制を実施しているところです。来年度の平成29年において、現在の少人数学級編制を行う場合、国からの加配と県単独の加配を合わせて130人余りが必要であり、これをさらに小学校、高学年や中学校2・3年生に広めていくとなりますと、この上に150人余りの加配が必要となります。また、教育課題の解決に向けては、少人数学級編制の定数だけでなく、少人数指導やT T指導を行う指導方法工夫改善加配、あるいは、生徒指導上の課題や特別に支援を要する児童生徒に対応する児童生徒支援加配なども用意している状況がございます。このようなことから、少人数学級編制を拡充するための数を県単独で用意することは、現状においては非常に厳しいと考えております。なお、県としましては、国の動向も注視しながら、全国都道府県教育長協議会等と一緒に、少人数学級編制の推進や加配定数の維持・拡充を要望しているところです。

最後に、6の複式学級定数の改善についての項目ですが、現在、本県の複式学級の編制基準は国と同等のものであり、その上に小学校1年生を含む複式学級の児童が8人の場合において、1年生の学校適応や学習支援を行う意味で、学級の単式化を行っているところです。今後もこの小学校1年生支援のための学級編制は継続していきたいと考えておりま

す。ただ、複式学級の解消を図ったり、複式学級の編制基準を下げるなどを行うためには、県単独で財源を確保し、教員を配置しなくてはならないものであり、これらを県単独で大幅に拡大していくことは困難であると考えております。今後とも国の定数改善等の動向も注視しながら、国に対して、さらに改善に向けた要望を行っていきたいと考えております。

小中学校課は以上です。

〈高等学校課〉

◎高岸高等学校課長 高等学校課関係については、請願項目の大きな2と5について、説明をさせていただきます。

まず、2からですが、全ての子供が安心して教育を受けられる支援制度を実現というところで、高校授業料無償化の復活についてです。高校授業料無償化は、平成22年度より国の制度として始まっておりますけれども、低所得者にとって授業料以外の教育費が依然として大きな負担となっていること。私立高校におきましては、就学支援金が支給されても授業料の一部負担が残っていることなどの課題がありました。平成26年度から始まった新しい高校生等就学支援金制度においては、所得制限を設けることで生み出された財源を活用し、低所得者支援のための給付型奨学金が創設されたこと。また、私立高校生対象の就学支援金加算が増額されたことなど、実質的な教育の機会均等の実現を図ろうとしていることから、より課題を解決できる国の制度になっているものと受けとめております。

2つ目の項目の、高知県独自の給付型奨学金制度を拡充することについてですけれども、本県におきましては、授業料以外の教育費の支援としまして、国の補助事業として、低所得世帯の生徒を対象に、高知県高校生等奨学給付金制度がございます。この制度におきましては、第1子が5万9,500円の給付となっております。平成29年度の国の概算要求におきましても、この第1子の給付額の増額と多子世帯の給付要件の見直し等も検討されておるところです。また、高知県高校生等奨学給付金以外の県独自の支援としましては、留年生や既卒者などについて所得制限以外のものに対して県独自に就学支援金を支給し、経済的な理由で就学困難になることがないよう支援しているところです。

3つ目の項目の、通学費等の援助を県として全県に拡大することについてです。現在、市町村が行っております高等学校への就学を保障する支援については、地元の高等学校への進学促進、また、通学に関する保護者の負担軽減など、市町村にそれぞれの目的に応じた就学支援を行っていただいております。県教育委員会としまして、通学費への支援については、高等学校の再編統合を行った場合、通学距離が延び、就学が困難な状況となる生徒に対して、高知県県立高校通学支援奨学金制度を既に設けており、今後も、現在の奨学金制度を継続することで対応したいと考えております。

最後になりますけど、5番の高校についても少人数学級を実現することです。高等学校におきましては、本県の教育課題の解決のため、習熟度別授業や選択科目授業で小人数で

の指導を行っております。また、平成 26 年度から学習指導を補助していただく学習支援員を配置し、個に応じた指導にも努めているところです。今後も子供たちへのきめ細かな指導、支援のさらなる充実を図るために、ニーズに応じた加配措置等を国にも要求し、教育環境の充実を図っていきたいと考えております。

高等学校課、以上です。

〈特別支援教育課〉

◎橋本特別支援教育課長 請願項目の 7 項目、特別支援教育の充実に関する部分について、御説明します。

1 項目の、特別支援学校の「設置基準」をつくるよう、国に働きかけることという項目についてですが、特別支援学校の設置基準が策定されていないことについては承知をしておりますが、特別支援学校の整備に当たりましては、国が示しております特別支援学校施設整備指針や特別支援学校の在籍児童生徒の増加に伴う大規模化、狭隘化への対応についてという通知に留意しつつ、児童生徒の実態や地域の実情に沿いまして教育環境の充実を図っておりますので、現在のところ、特別支援学校設置基準をつくるよう国に働きかけることについては考えておりません。

2 番目の、寄宿舎のある「知的障害児対象の特別支援学校」の設置に関することです。高知市を校区とする県立の知的障害特別支援学校は、児童生徒数が年々増加する傾向にあったため、施設整備の狭隘化が課題となっておりました。そのため、平成 23 年度に知的障害特別支援学校の分校 2 校を開校しておりまして、狭隘化の解消を図るとともに、それぞれ特色ある学校づくりを推進しておりますが、今後についても、児童生徒数の動向については慎重に見きわめながら対応していく必要があると考えております。寄宿舎につきましては、高知市を校区とする県立知的障害特別支援学校の 2 校に設置しております。そもそも寄宿舎は、遠隔地などで通学が困難な子供や、その保護者の送迎の負担を軽減するために設置された施設ですので、通学が可能な高知市内に新たな寄宿舎のある学校を設置する必要性は現時点ではないと考えております。現在、国のインクルーシブ教育システムの推進によりまして、可能な限り障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮し、地域で学ぶことを模索することが示されております。今後は、こうした障害のある子供の教育を含めた社会全体のあり方を踏まえながら、特別支援学校の設置についても検討をしていく必要があると考えております。

3 点目の、特別支援学級の設置基準のことです。本県における特別支援学校の編制基準は、国と同様に児童生徒 8 名を上限として 1 学級を編制することとしております。近年、児童生徒の障害の状況も多様化の傾向にあります。加えて特別な支援を必要とする子供が増加傾向にあります。そういったことから、県教育委員会では、教員の特別支援教育についての専門性の向上に努めるとともに、児童生徒支援加配などの教員定数を確保し、それ

それぞれの学校の実情に合わせて定数配置を行っているところです。また、市町村教育委員会においても、特別支援教育支援員を雇用するなど適切な指導及び支援のための体制の充実に努めていただいているところです。本県におきましては、特別支援教育の充実に加えて、学力問題や生徒指導上の問題など教育課題の解決のために国の加配定数の活用に加えまして、県単独でも一定の加配措置を行ってきていますが、県単独でこれ以上の定数措置が拡大していくことは厳しいものがあります。このため、今後も特別支援教育の一層の充実に向けまして、国の加配定数の確保に努めると同時に、引き続き、国に対しまして、特別支援学級の編制基準の見直しを全国都道府県教育長協議会等とともに要望をしております。

◎桑名委員長 それでは、質疑を行います。

◎米田委員 学校の現場の実態、子供たちの状況はまだまだ一人一人の子供たちに目が行き届いていない。行き届いた教育がやはり保障されていないという側面がありますので、大変ですけど、頑張っただけでなく、改善をしていただきたいと思います。ずっとと言われるように、もともと教育予算がOECDから比べても非常に少ないことが問題ですので、国に対して地方が働きかけをぜひ行っていただきたいと思います。

それで、一つは、図書の購入費と教材費のところですけど、後で第三次の読書活動推進計画が報告されると思うんですが、学校図書館の蔵書が全国レベルからいっても非常に少ないんです。小学校は蔵書数が全国66.4%ですが、高知県は59.4%。中学校は55.3%ですが、高知県は38.5%という実情があります。これをどう認識されて、確かに市町村が支援をしないとはいけませんけれど、県として改善に向けての役割ですよ。

◎長岡参事兼小中学校課長 まず、図書ですけども、国においては、現在、平成24年度から図書の整備計画を5年間計画で立てておりまして、単年度200億円の計画で、各市町村に措置をしています。例えば本県においても、幡多の小学校は、今年度15万円とか、中学校で35万円とかといったような市町村が配分はしてくれております。そして、県としても、例えば、平成22年度においては、地域活性化交付金を活用して、本県の各市町村立学校の図書整備に充ててきた実態がございます。そういうことも含めて、支援はしていきたいと思っております。そして、蔵書数がまだ完全に全国平均レベルまで行っていないのではないかということについては、確かにそういうことがありますので、各市町村にもお願いしているところです。かなり古い蔵書は廃棄処分をした学校もありますので、こういった数字にもなっていると考えております。

◎米田委員 言われたように、現状はなかなか厳しいし、学力テストは全国並みとハッパをかけてやっているわけですから、その環境づくりにも非常に力を注いでやっていただきたいことを強く再度要請しておきたいと思っております。

それから4番です。先生のいない教室の問題、臨時の先生の数自身が減っている中で頑張っただけでなく、配置されているんですけど、例えば今年度とか、1カ月以上、先生がいない学校

がまだ十数件あると思うんですけど、実情と、本当に深刻で先生がいないこと自体を引き続きどう改善していくのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 病気休暇等の後に教員が配置できないという、これはもう本当に申しわけなく思うところです。この件については、1カ月以上教員が配置できなかったものについては、本年度24件の事案がございます。ただ、これは昨年度50件以上ございましたので、半分に減らしてきている状況はあります。この配置できなかった部分については、学級担任にそのようなことがあってはいけませんので、各学校に配置している、加配の先生に担任として、現在、勤務してもらっている状況がございます。そのために、未配置のところについては現在も力を尽くして、講師ができる方を発掘しているところです。そして、先ほども少し申しましたように、例えば、再任用をふやすために再任用の方々に声をかけて、勤務体制も柔軟化してきました。そういったことで、今年度は昨年度の倍87人の再任用を行ってきております。あわせて、今年度から県外での採用審査を実施してきて、学校に迷惑をかけてはいけないと力を入れてきておるところです。

◎米田委員 現場も、校長先生が直接、退職した先生に先生がいない、助けてと。現場が一生懸命、臨時の先生を探している面もあります。そういう点で、教育行政機関が頑張っていてやっていただきたい。基本的には定数内の正規の教員を臨時教員で充てていると。今800人ぐらいいますか。それを解決しないと、今の学生、青年たちが先生をやろうという希望にならないと思うので、この一番の問題はそこにあると思うんですけど、改善についてはどんなに考えているのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 定数内の臨時教員の数も、確かにふえてきております。我々としてもできるだけ正教員化していきたいと考えております。ただ、やはり採用審査を実施した上で、力も一定確保していかなければならないところで、どうしても大量の採用が今のところ難しい状況です。危機感を持って、できるだけ採用にも尽くしているところです。

◎米田委員 特別支援学級のことでですけど、8人までで担任に当たっている先生たちから悲鳴が上がっている、ぜひ改善してもらいたいと現場の先生から聞いているんです。大学の後輩とか本当に大変なんです。愛媛県が自閉症情緒障害、この8つの障害種別のうちのひとつで、県独自で8人ではなくて5人まで編制基準下げて、改善しています。その効果とか、ほかの県の進んだ取り組みとかは掌握されていませんか。

◎長岡参事兼小中学校課長 47都道府県の全ての状況を把握していませんけれども、やはり愛媛県の例とかは愛媛県の人事担当と話し合っ、その効果等は聞いておるところです。効果はあるものの、例えば愛媛県のそのほかの加配はどうかというと、高知県の加配がずっと多い状況がございます。やはり県単独での加配のトータルの数といったものを勘案して、改善も考えていかなければならないんじゃないかと考えております。

◎**米田委員** 県下に 570 ぐらいの特別支援学級があって、1,500 人の子供たちが学んでいますので、ただ本当に障害種別ごとといえども、複式学級です。学年がみんな違うだけで、そこで大変な御苦勞をされていますから、私は学級を大事にすることを、まず優先すべきだと思っています。確かに、課長も言われ、教育長も多分そうだと思う。トータルとして、加配は頑張っていると思います。そしたら、もうそこはそれでいいのか。よりよくしようという話を今しているわけでね。愛媛県に自閉症と情緒障害、そういうところに光を当ててやったら、ほかの加配は少ないですよみたいなね。そうではなくて、全ての子供たち一人一人に目をどう注ぐかという話を今しているわけでね。だから、予算や国に対する制度的な働きを見るので、支援学級の実情、また先生の意見も聞く、そういう場も、ぜひ一層持ってもらいたいと思うんですけど。現場へ入られていると思うんですけど、現場の先生の話なんか受けとめてどうですか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 実際に学校へは、うちの管理主事等が一つ一つ訪問して校長先生を中心にはなりますけれども、その実態、しんどさとか、御苦勞といったようなお話も聞いております。その中で、程度にもよりますので、かなりしんどいような学校には、これまでもお話ししましたように、児童生徒支援加配とか、県単独の課題改善加配とかをできるだけ確保して、措置してきたところです。

◎**米田委員** 最後に、支援員の加配の場合は、教員の資格のない支援員は市町村がやられて、教員資格を持っておられる方は県教委が加配でやってくれているわけですか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 我々が配置するものについては、基本的に免許を持った教員になります。臨時教員、あるいは正式な教員になります。そして、市町村がやってくださっているのは、いわゆる特別支援教育の支援員です。この方については免許があったり、あるいはない場合もあります。

◎**横山委員** 請願の 1-1 の 2 の (5) 県内の一部地域や自治体で行う通学費等の援助を県として、一部地域とか自治体で通学費を支援しているのは、聞いたことがあるんですが、地域を回っていて中山間の世帯では通学費が大変だとよく聞いたりするんですけども、この一部の地域の自治体で行う通学の支援とかで、十分に支援ができていいのか。また、先ほど課長がおっしゃられた奨学金で対応が十分できているのか現状を知りたいです。

◎**高岸高等学校課長** それぞれの自治体で金額、条件はばらばらになっております。高知県独自に取り組んでおりますのは、今まで再編・統合のかかわりがございました、例えば大柘高校、仁淀高校といった地域の方々への通学支援を、現在、制度として持っております。県の支援としては、月額 3 万円以内で運用していきまして、各市町村がやられているものについては、今、細かなデータを持っていませんけれども、それぞれの状況を把握しながら、確認も進めていきたいと思っています。

◎**横山委員** 市町村がやっている支援とまた別で、県が月額 3 万円支援を上乗せの形で行

われているということですか。

◎高岸高等学校課長 市町村と全く別でもないんですけれども、高知県は高知県の地域、今のところ限定ということになりますので、それぞれの市町村がやっているところと重なって実施ができるところ等々、地域によって違っているのが実情です。

◎横山委員 地域を回っていて、通学費の問題の意見が出てくるんです。若い世帯の親御さんから結構出るので、恐らく支援も一生懸命前向きに取り組んでおられると思うんですけれども、現場の実情を諮って、改善すべきところは、ぜひしていただきたいと要請しておきます。

◎池脇委員 請願の中で述べられていることは、確かに意味のあることではありますけれども、まず、今の高知県の教育に求められているのは、教員の量よりも質の問題なんです。教員の質をどう高めていくのかと、教育プログラムをどう構築して実践していくかなんです。先生の数だけふえたから高知県の教育がよくなるという短絡的な問題ではない。その意味では、県としても一生懸命加配をふやして、県単で限られた財源の中でしっかりやっていたらいいと認識しております。複式学級においても、過疎地がかなりある高知県において、これを全部、単式学級化することは限界があるんです。大切なのは、効果のある単式学級ではなく複式学級のよさ、複式学級の教育プログラムをしっかり作り上げて、実践して成果を出すことなんです。かつては、附属小学校ではわざわざ複式学級をつくって授業効果を実証することをやっているわけです。だから、複式学級が学力が上がらないとか、教育的によくないとかという問題ではないと思うんです。ただ、そこに教育プログラムがしっかり組み込まれた内容に仕上がってないために問題が起きているのだろうと思うわけです。だから、そこにはそれなりのしっかりしたプログラムがあって、それがきちんと対応できる先生を配置することにおいて、こうした問題は大きな解決への前進につながっていく。地域の人にあっても、複式だからうちの子供は学力が上がらないという思いは解消していけると思うので、そのあたりをどうするかしっかり検討すべきではないかと思えます。

それから、図書費の購入と教材費は国で予算が組まれておりてきているわけですから、各市町村がそれを流用しないように、ここは市町村の議員が、その首長にしっかり質疑をして、担保させなくてはいけないことです。だから、そういう形で学校に図書購入費とか教材費をおろしていないために、父兄の皆さんにPTAの会費で何とかお願いしていること自体が問題であって。このあたりを改善しないと、保護者の負担はなくなる。だから、ここはしっかり県と市町村が話し合う必要があると思います。教育委員会制度も変わりましたから、市教委はしっかり市長にこのあたりは申し出ないといけないと思います。ですから、教育長が行政的には発言力ができているわけですから、ここはしっかりやれば、図書の購入と教材費をふやすことができ、保護者の負担を減らすことが可能に

なる環境は今整ってきているのではないかと思いますので、ひとつ汗をかいていただきたいと思います。

それから、代替要員の問題ですけれども、教員の資格を持っておれば、誰でもいい話にはならないんです。一方では、いい授業をしてくれる教員を集めること。そして採用した教員をさらに優秀に育てることが県教委に課せられた使命だと思っております。教員の免許の問題も含めて、今、教員になろうという人たちが随分、さま変わりしてきている状況があると思っております。景気が悪かったりすると、公務員とか教員の志望者が多くなってくるんですけれども、今、教員の資格を取るのに大学院も出ないといけない、かつてのように簡単に教員の免許状が取れるような状況ではない。教員実習も非常に長い期間しなくては行けない形で、私たちの時代と比べたら、かなり教員免許を取るのは難しくなっている。そういう社会的な環境変化が起こってきておりますので、その中で教員志望の方も少なくなっているということであれば、優秀な教員を引っ張ることが、なかなか難しい条件があることも、私たちは認識しておかないといけないと思います。その上で、病気等で先生が休まると、担任だけは外してはいけないということで、そこは頑張っておられるなど。極力、先生がいない状況をつくり出さないように頑張っていたいただければと思います。ここで1カ月以上もかわりの先生が来ないのが僻地なのか、高知市内なのか、大規模校なのか、小規模校なのかが書かれていないので、この言葉をそのまま受けとめると、針小棒大になって何かえらいことが起こっているみたいに錯覚すると思っておりますけれども、こういうところはきちんと説明したほうがいいと思います。言葉がひとり歩きしますから、誤解を生むと思います。

それから、少人数学級をふやすことと教育力を高めることは微妙な関係があると思っておりますが、その関係の中に一つ考えておかななくては行けないことは、少人数学級ではなくて、少人数学習という視点です。少人数学級ができたからといって、少人数学習ができるわけではないわけです。少人数学習をいかに充実していくのか。教育プログラムをしっかりと作り上げることが、少人数学級の利点をしっかりと保護できる。助けることができる行為だと思います。現実に財源の問題もあって理想的な少人数学級がなかなか進まないんですけれども、昔から言えば確実に進んできておりますから、その中でさらに効果を上げるには少人数学習をどう組み立てて進めていくかではないかと思いますので、この点は見落とさないでしっかり対応をしていただきたいと思っております。

◎**金岡委員** 池脇委員と同じこともあるんですが、一つは複式学級とか小さい学校の話がありましたけれども、私の地域でも小さい学校が統合されて一つになりましたが、今は退職されていますけれども、そこの教員をやっておられた方々が異口同音に言われたことは、小さい例えば複式学級であっても、中身の検証がされていない、いいところもいっぱいあるということを随分言われました。でも、その話は反映されていない状況でした。

もうちょっと考えなければならぬ部分かと思えます。さらに、ある一部の地域、小さな学校で特色のある教育をされたと思えますが、その地区の子供たちは何人も国立大学へ入りました。鳥取大学の医学部へ入ったり、あるいは、岡山大学とか愛媛大学とか高知大学とか入っています。そこだけ。それはどうしてかというところはありませんので、そこら辺も考えていただければいいと思えます。

高等学校も同じなので、ここに保護者の負担を一層軽減する云々という、高校授業料無償化とか、給付型の奨学金とか、通学費とか書かれていますけれど、単純に地域の学校を充実してくれたらそれでいいんです。高知市内の学校へ通学させることの負担は物すごく大きなものだと思います。ともすれば、市内の学校へ通学させるために親と一緒に来ると。2つの家庭を持ってやらなくてはならない状況もあります。お母さんが実際に高知市内へアパートを借りて子供と一緒に住んで、仕事にはまた嶺北へ来ると。朝、逆に通勤をする状況の家庭もございました。物すごい負担です。そのところを少し考えていただきたい。一例を挙げれば、嶺北高校で、雨が降ったら部活はできないんです。ぬれるからでなくグラウンドが使えないんです。少し降ったら田んぼの状態です。歩くと足跡がぼたぼたつくんです。そんな状況です。そして、やはり子供たちは部活がやりたかったら、こんなところではできない、高知市内の学校へ行かないといけない思いになります。勉強にしても、どこかの大学に行きたいといっても、理系の学校への進学はうちの学校では無理ですなんて言われたら、もう行きません。だから、やはり地域の学校をきちんと充実させていただければ、いろんな負担が軽減される、そういう視点にも立っていただきたいと思えます。

◎高岸高等学校課長 高等学校においては、郡部の学校にもいろんな意味で支援をしていかななくてはならないと思っております。一つとしましては、今年度から導入しましたインターネット・ツールとか、また、来年度3校に広がりますけれども、遠隔教育の充実とかいったいろいろなツールを使いながら、郡部の高校における支援がどうあるべきか考えながら支援していきたいと考えております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

質疑を終わります。

次に、請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思えますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 それでは、読み上げさせていただきます。請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」。幼保支援課。

要旨。私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな

役割を果たしている。しかし、学費の公私間格差は大きく、無償化された公立高校に比べて、高知県内の私立高校では、支援金を引いても平均で年間約 33 万円の学費負担（授業料・施設費等）が残っており、私学の父母負担は限界に近づいている。授業料軽減補助の拡大は、保護者の切実な要求となっている。

については、次の事項が実現されるよう請願する。

- 1、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。
- 2、経常費助成補助の県加算を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡充すること。
- 3（危機管理文化厚生委員会所管分）
- 4、教育予算を増額すること。

請願者。高知市丸ノ内 2 丁目 1-10、高知私学助成をすすめる会、会長、平野由朗ほか 3 万 9,497 人。

紹介議員。塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日。平成 28 年 12 月 13 日。

◎桑名委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

〈幼保支援課〉

◎溝渕幼保支援課長 請願第 2-1 であります。請願項目の 1、2、4 について御説明します。まず、請願項目 1、保護者の教育費負担の公私間格差の是正について御説明します。子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、市町村が国の助成を受けて私立幼稚園の入園料や保育料の保護者負担の軽減を図る幼稚園就園奨励費補助事業を活用し、園が決定した入園料や保育料の保護者負担について、その一部を補助しております。その軽減後の金額は、世帯の市町村民税によって決定されますが、これは新制度に移行している私立幼稚園の利用者負担額と同じ方法での決定金額となっており、昨年度は移行していない 15 園の在園児 1,313 人を対象に、5,156 万 5,000 円が助成されております。本年度は移行していない 6 園の在園児が対象となります。うち、来年度以降は 4 園が対象となっております。公立幼稚園については、全て新制度に移行しておりますが、この保護者負担額も世帯の市町村民税によって市町村が決定することから、公立私立ともに市町村が決定しており、公私間の格差はなくなりつつあります。

また、国では、平成 28 年度から幼稚園教育の段階的無償化に向けた取り組みの推進として、年収 360 万円未満相当の世帯について、多子世帯の場合の年齢制限の撤廃による保護者負担額の軽減や、ひとり親世帯の保護者負担額の軽減措置を行っており、新制度への移行のいかんや公立私立にかかわらず、保護者負担は軽減されております。したがって、教育費負担の格差はなくなりつつあると考えております。今後も、このような国の動向を注視してまいります。

次に、請願項目 2、経常費助成補助の県加算を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡大すること。それと、請願項目 4、教育予算を増額することについて、あわせて御説明します。私立幼稚園に対する運営費の助成については、毎年度国から示されております国庫補助単価と地方交付税の合算で県が補助金を交付しております。この運営費補助については、毎年増額となっております。また、この運営費とは別に、預かり保育を実施している幼稚園や障害による特別な支援を必要とする子供に対して、幼稚園教諭を配置している幼稚園については、その目的に合った補助金を交付しており、特に特別な支援を必要とする子供への職員配置については、国の基準以上の上乘せを県単独で行っております。子ども・子育て支援新制度に移行しました私立幼稚園については、保育所や認定こども園と同じように、施設型給付による運営費の助成をしており、その金額は、国が地域や施設の利用定員や児童の年齢に応じて全国一律に定めており、施設の種類を問わず同じ考え方による運営費の設定となっております。高知県内の移行した私立幼稚園あるいは認定こども園については、私学助成時よりも、ほとんどの園で増額となっております。また、新制度におきましても預かり保育や障害児の加配職員等の配置の補助金は引き続いて実施しておりまして、その上、職員の配置等による加算制度も始まるなど、新たな運営費の助成も追加されております。国では、私立幼稚園の新制度の移行を進めており、県としても、平成 29 年度も 4 園の移行の見込みが立っていないことから、これらの園について、新制度へ移行するように促しているところです。今後は、国が設定する新制度の給付額が教育・保育を実施する上で適切な金額となるよう注視していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 高校で県単の 1 人当たり幾らでしたか。二百幾らかな、頑張って助成されているわけですけど、幼稚園・小学校・中学校、1 人当たりになるとどれぐらいの金額になりますか。

◎溝渕幼保支援課長 先ほど言いました国の補助金についてですけども、平成 28 年度は 18 万 544 円となっております。

◎米田委員 これは従来公立の保育園であれば、何とかというお金がおりてきている、その金額のことですか。

◎溝渕幼保支援課長 私立幼稚園の運営費の補助金。国庫補助金と県の一般財源の補助金、合わさったものです。

◎米田委員 県の補助も去年から始まったのか。増額をしていっているということですか。

◎溝渕幼保支援課長 例年度、増額になっております。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

これで、教育委員会に係る請願を終わります。

続いて、教育委員会より、6件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

最初に、「教職員の不祥事について」、小中学校課の説明を求めます。

〈小中学校課〉

◎長岡参事兼小中学校課長 総務委員会、資料報告事項の小中学校課の赤いインデックスをお開きいただきしたいと思います。教職員による不祥事事案がございました。まことに申しわけございません。この件について御説明をさせていただきます。

この事案は、複数の児童にわいせつな行為を行った県内中央部にある公立小学校の教諭、男性、20歳代に対して、免職とする懲戒処分を行ったものです。

事案の概要について御説明をさせていただきます。当該の教諭は、平成28年9月15日木曜日、県外での修学旅行において、夜、男子児童の部屋を見回る役を買って出ました。深夜の午前0時ごろ、各部屋を見回る中で、児童Aが就寝する部屋を訪れ、同児童が寝ている布団に入りました。そして、同児童の手をとり自分の下半身をさわらせ、また児童Aの体をさわることなどを行っております。さらに、同日の午前3時20分ごろには、別の部屋に入り、就寝している児童Bに対し同様のことを行いました。翌、修学旅行2日目の9月16日、深夜午前3時ごろ、同教諭はトイレから帰ってきた児童Cに対し、自分の下半身を見せ、その後、別の部屋で就寝している児童Bに対して、再びわいせつな行為を行っております。

修学旅行から帰校後の9月27日火曜日、同校の校長は、同教諭の修学旅行中の行為に関して、児童たちがうわさをしている旨、職員から報告を受け、翌9月28日、同教諭から聞き取り調査を行いました。そして、この日午後4時30分ごろ、同教諭は修学旅行中に児童に対してわいせつな行為などを行った事実を認めたものです。さらに、この聞き取り調査の中で同教諭は、3年前の平成25年の修学旅行等において、児童Bに対してわいせつな行為を行ったことや、平成28年1月から8月にかけて、学校内において、10名の児童に対して、自分の下半身を見せる等の行為を複数回行っていたことも認めております。

同教諭のとったこれらの行為は、刑法第176条及び高知県青少年保護育成条例第18条に違反する行為であり、また、児童の人権を無視し、被害者に精神的な苦痛を与える非常に悪質な行為でもあります。さらに、子供たちに社会性を育み規範意識を高揚させるべき教員が、このような行為を起こしたことの社会的影響ははかり知れず、教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものです。そのため、本年、平成28年10月21日付で、同教諭に免職の懲戒処分を行いました。

県教育委員会では、これまでも不祥事防止に関する研修会を実施し、また、服務規律の徹底を図る取り組みを行ってまいりました。しかし、このような不祥事が発生する状況にあって、教員一人一人にまで不祥事防止の意識を浸透させ切れなかったことを厳しく反省

しなければならないと考えております。このようなところから、懲戒処分を行った同日に、県内全ての市町村教育長と県教育長との臨時会議を開催し、教職員による続発する不祥事についての危機感を共有し、不祥事根絶のための防止策を協議しました。その会議を受けて、市町村教育委員会連合会長と県教育長の連名で、県内全ての教員に対して不祥事根絶のためのメッセージを送りました。さらに、全ての学校長に対して校内において不祥事防止綱紀粛正について具体的な協議を行い、協議内容を市町村教育長宛てへ提出させるなど、市町村において、なお一層の服務規律を設定するよう要請しました。今後、子供たちの尊厳を傷つけるような教職員に対しては、より厳しい態度をもって対応すると同時に、教育公務員としての高い倫理感の確立や人権意識のさらなる高揚に向けて取り組むことで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

本当に毎議会、教育委員会から不祥事の報告があります。今回は本当に極めて悪質で本当に破廉恥な行動、これはもう許されるものではございません。また、子供たちの受けたショックははかり知れないものがあります。綱紀粛正に努めると、毎議会報告を受けておりますけれども、しっかり各教職員一人一人に徹底するようにお願いを申し上げたいと思います。二度とこのようなことが起こらないよう、教育委員会としてもしっかりと重く受けとめていただきたいと思います。

質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎桑名委員長 次に、「第三次高知県子ども読書活動推進計画（案）について」、生涯学習課の説明を求めます。

◎森生涯学習課長 第三次高知県子ども読書活動推進計画（案）について御説明します。お手元の報告事項資料の生涯学習課の赤いインデックスがついたA3の概要と別添でお配りしております計画案冊子を御用意ください。

第三次計画案は、昨年から高知県子ども読書活動推進協議会において議論を重ね策定したもので、その内容は第二次計画の成果と課題を踏まえて、平成29年度から5年間の子どもの読書活動推進の方向を示すものになります。

まず、冊子をめくっていただきますと目次がございます。第三次計画案は、3章構成となっており、第1章は第二次計画の成果と課題、第2章は第三次計画案の基本的な考え方、そして、第3章は第2章を踏まえた具体的な取り組みとしております。

説明には、主にA3の概要を用い、適宜、冊子のページに触れさせていただき説明を進めさせていただきます。まず、左上、第二次計画の成果と課題になります。読書好きの子どもの割合は小中学校とも全国と比べて高いものの、課題にありますとおり、一定数の子

どもたちが全く本を読まない状況がありますので、そういった子どもたちを一層減少させていくことが大変重要です。自主的な図書館の利用では中学生は全国より高いものの、高校生の図書館を利用する割合は低調で、成長とともに図書館離れしていく傾向があります。また、学校図書館を活用した授業などの取り組みは全国より高く、市町村の読書活動推進計画は32市町村で策定されましたが、公立図書館のない自治体が11町村あり、読書環境の地域間格差の解消や標準的な図書冊数の確保、学校司書の配置は全国と比較すると低く、公立図書館との連携の強化や読書ボランティアの活用など、取り組みの強化を図っていく必要があります。

こうした課題と成果のほかに、子どもの読書活動を取り巻く社会情勢の変化としまして、近年の急速な情報化の進展による電子書籍の普及など読書環境の変化、オーテピア高知図書館の開館の予定、市町村で図書館の設置の動き、次期学習指導要領で探究型学習の実践に効果的な手法として読書活動の役割が増していることがあります。

また、今後の読書活動の推進に向け、重視すべき4つの視点としまして、電子書籍など情報化に対応した読書環境の整備、「アクティブ・ラーニング」の考え方に基づいた読書活動の推進、地域における読書環境のさらなる充実、子どもの成長・発達段階に応じた読書活動があります。

これらを受けまして、第三次計画の柱となります基本目標と5つの取り組み方針です。基本目標は、従来の自主的な読書活動と読書環境の整備の2つの基本目標に加えまして、これからの時代に即した読書活動の役割として、基本目標2の「情報を読み取り活用する子どもを育てる」を加え、3つの基本目標としております。本体冊子の16ページの図で第三次計画を体系的に整理しております。第二次計画の課題や重視すべき視点を踏まえた3つの基本目標を達成するために、関連する5つの取り組み方針と、それに基づいた具体的な取り組みという計画体系となっております。

冊子の18ページから具体的な取り組みとなっておりますが、A3資料のほうで重点的な取り組みを中心に説明をさせていただきます。まず、左下の1、発達段階に応じた読書活動の推進では、乳幼児期、学童期、青年中期の段階ごとに重点事業を立てております。乳幼児期では、子どもたちがよい本と出合える機会をふやすために、子ども読み聞かせ運動として、保育所や幼稚園の協力のもと、県が作成した推薦図書リストの中から選書し読み聞かせを行っていただく取り組みを進めてまいります。学童期から青年中期では、学童期からの重点的な取り組みとして、子どもたちがさまざまな本に触れ、読書を楽しめる環境づくりのために行っております読書楽力検定を多様な視点から問題作成するなど、検定の魅力を向上させ、より多くの参加につなげるなど充実を図ってまいります。青年中期では、高等学校の重点的な取り組みとして、高等学校学校図書館教育推進事業に取り組んでまいります。

次に、2、地域や人とのつながりを深める読書活動の推進では、地域の方々や民間団体等と連携した取り組みを行います。出張図書館事業として、NPOや民間団体と連携し、公立図書館が未設置の中山間地域に数カ月程度、出張図書館を設置し、身近な生活に図書館があることのよさを実感する機会づくりを計画期間中に進めてまいります。

3、学校教育における読書活動の推進では、学校図書館の機能の充実と情報を読み取り探究型の学習につなげる読書活動を進めます。中でも、探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業では、これまでの小中学校 19 の指定校での実践研究を取りまとめ、ホームページでの公開や各校への普及啓発を進めます。

次の、4、オーテピア高知図書館による読書環境の充実・強化では、オーテピア高知図書館のサービス計画案をもとに、図書館サービスの充実、公立図書館への支援、学校図書館との連携・協力を進めます。

5、子どもの読書活動を推進する人材の育成では、読書ボランティアの核となる人材を育てることや組織化を支援し、学校と連携しながら地域全体で子どもたちを見守り育てる活動への参加を進めます。

本体の 37 ページと 38 ページをお開きください。ここに新たな事業や継続事業、重点的な事業など、取り組みの一覧を掲載しております。

また、40 ページをお開きください。計画内容の進捗状況を把握し、施策の効果等を検証・評価するために、18 の指標及び成果目標を設定しております。③の読書好きの割合を 80% にすることや、⑤の全く読書をしない割合を半減することなど、それぞれ重要な指標となっております。

この計画案については、今後、パブリックコメントにかけまして、その意見などを踏まえて、策定を進めたいと考えております。

以上が、第三次計画案の概要です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 この一覧の中で、3の学校教育における読書活動の推進というところで、成果目標を上げられておりますが、学校司書の配置率、小中学校が全国平均、それから高校が 100%と、これは括弧書きで学校図書館担当職員となっております。旧来は、いわゆる司書教諭という教員で、司書を持っている先生を配置することによって数値的には達成率を実現をしていこうと。だから、ある程度数値は出るんですけども、実際は教員ですから図書館司書の仕事よりも教諭の仕事が優先されますから、各学校では開店休業という図書室が多数だったと思うんです。その実情をどういう形で改善をされていくのか。

◎森生涯学習課長 今、お話がありました司書教諭と、学校司書という 2 つの言葉がございます。それについては、47 ページに学校図書館法の法律がございます。第五条のほうに司書教諭の規定がございます。こちらは 12 学級以上の各学校には必ず設置をするようにと

なっておりまして、全体の配置はできております。もう一つ、右の 48 ページに学校司書が
ございます。こちらは教諭ということではなくて、市町村で、単に本を図書館に置くので
はなく、子供たちに本を直接手渡したり、いろんなことを投げかけていただく役割を持
った方々になります。こちらについては、データで申しますと同じ冊子の 6 ページに数値
の状況を整理させていただいております。確かに、全国平均よりは低い状況がございます。
当初の二次計画のときよりは、小学校で 7 ポイント、そして中学校で 10.2 ポイントほど上
昇しておりますけれども、やはり全国と比べてまだ低い状況がございます。ただ、学校司
書についても、先ほど池脇委員からもお話ありました、こちらの配置についても交付税の
措置対象になっておりますので、私どもとしては、各市町村で策定します計画にも、充実
についても盛り込んでいただき、ここの充実についても図っていきたいと考えているとこ
ろです。

◎池脇委員 この学校司書の方は、図書館の司書の免許を持っている方ですか。

◎森生涯学習課長 そういう方よりも、市町村で本に興味のある方をお雇いして、配置さ
せていただいているのが現状かと思います。

◎池脇委員 現状を聞いてるわけではなくて、資格の問題を聞いてるわけです。ここで規
定している学校司書は、司書の資格を持たなくても構わないことになっているのかどうか
なんです。基本的には免許が要るのではないですか。

◎森生涯学習課長 48 ページの規定にありますように、資格ということではないけれども、
資質を向上するように努めるような規定になっておるところです。

◎池脇委員 学校図書館法では、学校図書館という名称なんです。実態は図書室のような
規模です。図書館であれば、やはり司書で図書の分類整理が要るわけで、基本的な分類整
理ができる、そうしたことがよくわかっておられる方が図書館司書として仕事をされるわ
けです。司書教諭も、そうした基本的な研修を受けて学んで一応資格をお持ちになってい
る方です。小中学校で平成 28 年 55%あるいは 52%の配置ができています。この方たちが
そういう免許を持っている方なのかどうか。ただ単にボランティアで本を手渡したり、こ
の本がいいですよとかということでは、学校図書館の司書の仕事は十分ではないと思うん
です。そのところをきちんとわかっていないと、実際に学校図書館を使った図書事業の教
育プログラムを作成できないと思います。この方たちは、作成できる資格を持っているん
ですか。

◎森生涯学習課長 学校図書館を使ったさまざまな教育的な企画の部分については、司書
教諭が担っていただく役割になるかと思いますが。学校司書については、実際の図書館の
本の整理、運営、司書教諭の企画の支援が役割になってまいります。司書教諭については、
当然資格が必要になってまいりますけれども、学校司書については、特段の資格は、規定
上、必要にはなっていない状況です。おっしゃられた必要性については十分認識はしてお

りますけれども、資格という意味でいくとそういった整理になろうかと思えます。

◎池脇委員 子供たちが一番いる時間帯が長いところは学校です。子供の読書活動を充実をさせていくことで、学校の中で読書の効果の多様性、必要性を身を持って学んでこそ自主的に本を読んでいこうという思いが生まれるわけです。ですから、学校でどういう読書活動ができるかが大事であって、そこがポイントなんです。司書教諭、学校司書、ボランティアの方もいらっしゃる充実している学校とそうでない学校があるわけです。人員的に充実している学校であっても、それぞれの授業で読書を使って教育プログラムを、しっかり議論をして組み立ててやっている学校がどれぐらいあるかです。ほとんどできていないと思えます。それをやらなかったら、後のあらゆる機会でもか自主的にとか言っても、これは波及していかないです。だから、そのコアのところを本当にしっかり充実をさせていかないといけないので。これは生涯学習の視点ですから、学校教育と連携が必要だと思えます。そのあたりは、きちんと小・中・高で詰めているかどうかという点です。人数だけでなく、中身の問題。ぜひそこは外さないでやっていただきたいと思えます。そこをきちんとやっていけば、こうした計画はかなり相乗的に効果が出てくると思えます。そこを外しますと実態を見てみぬふりをしていると、絵に描いた餅になる可能性がありますので、その点だけは御指摘しておきたいと思えます。

◎長岡参事兼小中学校課長 池脇委員が言われたように、学校図書館は、これからの教育の中でもやはり中心になってくるものと考えております。そういった意味で、本年度から探究的な学習づくりの学校図書館活用型の研究を進めて、図書館を使ったプログラムについて、現在、作成しようとしているところです。そういったものを含めて学校図書館を中心にしたより深い学びのある学習プログラムを作成していきたいと考えております。また、その中で図書館司書及び司書教諭の働きについても、きちんとした定義をして研究を進めていきたいと思えます。

◎池脇委員 高校のほうに一つ言っておきたいんです。小中学校は、そうした教育プログラムをつくっておろしていったらできますけれども、高校の場合は、本を使った授業をやっている学校は余りないんです。これは教員に相当負担になります。そこをしっかりとやるおつもりはありますか。

◎高岸高等学校課長 現状として、そこまで高校の図書室、図書館の活用が進んでおるかに関しては、まだそこまで行っていないのが実情かと思えます。しかしながら、高等学校におきましても司書教諭、司書職員がおりますので、読書活動の充実にも今後も努めてまいりたいと思えますし、探究型の授業におきましては図書の有効利用は非常に重要なポイントだと思っておりますので、図書の活用について関係機関と連携をとりながら、今後も進めていきたいと考えております。

◎池脇委員 あと一点だけ。これは小・中・高も全部関連しますけれども、総務委員会で

各学校の図書室も視察させていただきました。探究型の授業を効果的に推進するための調査に必要な統計資料とか、そういうたぐいの書籍はほとんど整っていない実情があります。だから、ここで言う、単に低学年の子供たちに読み聞かせするとか、授業の始まる前に15分間読書活動するレベルであれば、余り今までと変わらないわけです。探究型というのだから、そういう調べ事をするための図書が充実されなければ、授業に使えないわけです。実態として、そういう書籍が学校図書館では非常に少ない。この点については、どう充実させていけますか。

◎森生涯学習課長 今おっしゃられたとおり、そういった図書館での資料部分でいくと、先ほど申しました図書標準の達成ができていない部分ともつながっていくことだと思っております。それについては国からも交付税措置がなされているわけですので、各市町村にしっかりと伝える中で、探求型授業に必要な図書の充実もお願いして取り組みたいと思っております。

◎金岡委員 これは非常にすばらしい計画案だと思いますけれども、実現できなければ何にもならないわけで、今、池脇委員が言われておったけれども、アクティブ・ラーニングですが。これに耐え得る資料もなければ何にもならないわけで。そこで、新図書館と市町村の図書館、あるいはそれぞれの学校を結ぶことはできないんですか。

◎森生涯学習課長 平成30年の夏にオーテピア高知図書館ができますので、それに向けて取り組みの充実を考えております。そのあたりについては、この冊子の中でも30ページ、そして32ページ以降に市町村図書館への支援の充実、学校図書館との連携・協力という形で内容を盛り込ませていただいて、学校、公立図書館も含めた県下全体の読書環境の底上げを図って行くことを考えております。また、オーテピア高知図書館の充実については、後ほどサービス計画の説明でもあると思っておりますけれども、そちらと一緒に取り組んでいく計画にしております。

◎金岡委員 今言われるような総論のような形で言われるので、具体的に何をするのかちょっとわからないんです。イントラネットで結ぶとかやれば、検索もできれば、何でもできる。どういうものがどこにあるかもわかるわけですから。そこら辺までやれば、足りない部分がきちんと補えると思うんですけれども、どうでしょうか。

◎森生涯学習課長 現在も各市町村から不足している図書の要請等がありましたら、県立図書館で週6回、物流支援で図書を送る取り組みをしております。また、学校でそういった図書類が必要な分については、一旦、市町村立図書館にお話を上げていただいて、それから県立図書館に上がってくる状況の中で確保して、物流支援の中で現在も対応しております。

◎金岡委員 いろいろな資料が要るときに検索をして、ここにこういう資料があるとやらないと、この図書を持ってきましたみたいな話では何もならないわけです。そういう対応

ができるようにしなければ、アクティブ・ラーニングも何もできないじゃないですか。そういうことで結ぶことはできないんですかと申し上げたんです。

◎森生涯学習課長 例えばですが、33ページの⑧にありますように、相互貸し出しの活性化ということで、データ化をしてつなげるような取り組みに対応する形では考えておりません。

◎金岡委員 そういうふうにやっていただかないと、御存じのように、地域の中では読み聞かせボランティアとか、学校応援団とか、一生懸命、今やっています。ですから、先生方にもこれを徹底していただくのと、いろいろな資料の提供がきちんとできる体制をつくらせていただかなければ、計画倒れになってしまわないかという気もしますので、先生方へのかく徹底と、資料を充実させていただきたいと思います。

◎横山委員 いろいろ成果も出てきているということで、多岐にわたって取り組まれていると拝察するわけですが、アクティブ・ラーニングとか学習に使う読書も大事だと思うんですけど、それとまた別で、人としてどうあるべきかとか、本県が誇る歴史とか、偉人伝とかも、小さいときに読み聞かせたり、見ていたら、それから後の人生形成が全然変わってくるのではないかと思います。学習も大事だけれども、人間形成的なところ、道徳的な部分も、この図書のプログラムに入ったらいいのではないかと客観的に思ったんですけど、その辺に関してはどうですか。

◎森生涯学習課長 まず、乳幼児期の子供たちに本に親しんでいただけるように、県で、「絵本おはなし・宝箱」という冊子をお配りして、推薦図書の読み聞かせる取り組みを市町村を通じてやらせていただいております。そんな中で、29市町村では絵本をセットで保護者の方にお渡ししていただく取り組みもしておりますし、小・中学校期になりますと、「きっとあるキミの心にひびく本」という中に、県出身の偉人の本も推奨させていただいて、その中から選書をして読んでいただく取り組みもございます。これについては、また今後も強化して続けていきたいと思っております。

◎横山委員 よくわかりました。学習と同時に、自己有用感とか規範意識の欠如とかが、やはり問題になっている今の御時世なんです。自分たちの地域にはこんな偉人がいた、こんな歴史があったという読書もやはり充実させていただきたいと思っております。要請です。よろしくをお願いします。

◎依光副委員長 御説明あったとおり、社会の情勢の変化で、電子書籍とか情報化が進んできた中で、成長とともに読書離れというお話もありました。その中で、ここにも書かれている、情報化に対応した読書環境の整備で、膨大な情報が氾濫する社会の中で、子どもたちが必要な情報を見きわめて活用していく力を育むことが重要である。これが本当に重要だと思っております。インターネットとか、高校生とかも普通に調べることがあって、インターネットの情報は調べると必ず一つのところが上位に検索されるんですけど、図書

館は、狙っていないいろいろな本や情報も含めて接することで非常に重要だと思います。先ほど池脇委員からもあったんですけど、要は課題を解決するための情報提供を図書館ができるかということで、例えば、生涯学習課にお世話になって、今、山田高校の1年生が後期の授業で市町村の課題解決というところで、あるチームが龍河洞の活性化をやっている、あるチームはお土産をつくっている。龍河洞の課題を解決するために、例えば小津高校の先生がどういう経緯で発見したかという情報は、市町村の図書館にあるとか、お土産をつくることなら、デザインの本は、高知市に行ったらあるとかです。何か図書館が生徒が調べたいところを、学習の中でもうまく紹介できるようになればもっといいと思うし、本を好きになるための図書の充実もあるかもしれないですけど、学校現場が教育目標、学校経営計画の中で地域とともにやっていく何か助けになることも。別に学校図書館だけでなく、地域にある図書館に何があるかも把握していることも大事だと思う。生徒の課題を解決するための情報提供、今、新聞も読まなくなるとか、インターネットだけになるという、やっぱり一次情報に触れる仕組みを、ぜひ高校時代に学んでいただきたいと。インターネットだけでなく、図書館へ行ったほうが一次情報にできるとか、新聞を読むほうが勉強になるとか、そこら辺も含めて何かできるような、計画に書かれているとおりになすけれど、ぜひ。

◎森生涯学習課長 今、依光委員がおっしゃられたことは、多分、学校の中で、単に学校教育だけでなく社会教育的な要素が入ってきて学んだことを地域に還元していく流れの中に入っている取り組みだと受けとめております。そんな中で、今回、オーテピア高知図書館が立ち上がるに当たって図書館でレファレンス機能を強化していくことも一つ柱としておりますので、そういった面でも学校図書館、他の公立図書館とも連携を強めていきたいと考えております。

◎桑名委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎桑名委員長 次に、「オーテピア高知図書館サービス計画（案）について」、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 オーテピア高知図書館サービス計画（案）について御説明します。別冊でオーテピア高知図書館サービス計画（案）をお配りしておりますが、報告事項の新図書館整備課のインデックスのついたオーテピア高知図書館サービス計画（案）についてと書かれた資料を用いまして御説明をさせていただきます。

まず、前回の総務委員会において、オーテピア高知図書館サービス計画（案）の概要について御説明しましたが、その後の策定に向けての作業状況について御説明をさせていただきます。

資料の1の策定作業の状況にございますとおり、11月の4日から6日にかけて県下

3カ所、高知市、四万十市、安芸市の会場でオーテピア高知図書館だけでなく、高知みらい科学館、声と点字の図書館も合わせたオーテピアに関する説明会を実施し、計89名に参加をいただきました。参加者からいただいた主な意見として、複合施設全体に関することでは、現在、利用料金の設定の仕方などを検討中であります駐車場の利用についての御意見やカフェの整備について、そのほか開館日時に関しましては、前回の総務委員会で御説明をさせていただいたところですが、現在、休館日としている月曜日についても開館してほしいといった御意見などがございました。また、図書館に関することでは、図書館サービスのPRや専門機関との連携したサービスや取り組みに関すること、学生やボランティアの活用などについての御意見をいただきました。

また、パブリックコメントを10月21日から11月19日までの期間で実施しました。パブリックコメントでは、10名の方から市町村立図書館などへの支援に関することや計画の点検・評価について、また具体的なサービスの内容が固まってきたことを受けて、現在県・市で検討中の運営体制の確保など、33件の御意見などをいただきました。

なお、説明会とパブリックコメントについては、御意見や御質問、それに対する考え方を県と市で整理しまして、資料を別冊でクリップどめで、計画案の本体の下につけさせていただきます。

そのほか、12月2日には、第4回の「知の拠点としての新図書館サービス検討委員会」を、12月5日には、県・市合同による第2回の「図書館協議会」を開催し、先ほどの説明会及びパブリックコメントでの御意見などを報告するとともに、御意見などを踏まえ、内容の見直しを行ったサービス計画案についても検討・審議いただきました。サービス検討委員会では、そちらの資料に書いていますように、市町村立図書館などへの支援・かわり方や課題解決支援サービスの進め方、サービス指標の項目設定、成果の把握の仕方などについて御意見がございました。また、図書館協議会では、サービス指標の項目の設定に関するものや、図書館サービスを知ってもらい利用していただくための広報の必要性などについて御意見をいただきました。中でも、市町村立図書館などへの支援に関しましては、サービス検討委員会、図書館協議会のほか、パブリックコメントにおいても御意見をいただきました。市町村立図書館への支援に関する御意見としまして、一つにはオーテピア高知図書館でのノウハウや資料などをパッケージ化して、それを市町村立図書館などに提供し、全県的にサービスを広めていってはどうかといった御意見がございました。こうした御意見なども踏まえ、オーテピア高知図書館の資料などの充実に伴う、利用者の利便性の向上が、高知市周辺部のみにとどまるのではなく、県下各地に広くサービスが行き渡ることができるよう、そういった視点を持って、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、意見等のサービス計画（案）への反映についてです。次のページの別紙をごらん

ください。説明会やパブリックコメントなどでいただきました図書館サービスのPRや郷土資料の収集・保管、学生ボランティアの活用などの御意見を踏まえ、サービス計画の内容に反映させたもののうち、主なものを記載しております。今回、サービス計画のサービス・取り組みなどに直接反映したもの以外にも、計画の点検・評価やサービス指標の項目の設定、運営体制の確保など、多くの御意見などをいただきました。今回、いただいた御意見なども踏まえながら、平成30年夏ごろの開館に向けサービス計画の中のサービス・取り組みがしっかりと提供・実施できますよう、さまざまな準備・取り組みを進めていきたいと考えております。

資料の1ページにお戻りください。最後に、今後のスケジュールです。本日の御意見などを踏まえまして、サービス計画（案）の内容を追加・修正するなど、整えた上で、県・市の各教育委員会での議決を経まして、年度内に策定をする予定にしております。

私からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑につきましては、昼食後にしたいと思います。それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は1時5分としたいと思います。

(昼食のため休憩 11時51分～13時03分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。

それでは、質疑を行います。

◎金岡委員 インターネットで検索、予約をするシステムになると思うんですが。資料とか映像とか音とかはどのようにされるのか。新しい図書館でしか見られないものなのか。恐らくインターネットでは扱えないと思いますので、例えば郡部の者はどうそれを活用するのか、イントラネットの活用もあるのではないかと先ほど生涯学習課で質問したんですが、どのようにされるのか。

◎国則新図書館整備課長 まず、来館が難しい方への情報の関係で言いますと、開館時には電子書籍を導入したいと思っています。その前倒しで、予算要求している状況です。資料ですと、例えば課題解決のところ、計画の本体の15ページを見ていただきますと、こちらが課題解決支援サービスのうちのビジネス・農業・産業支援サービスでして、資料のくくりの中の下のところ、視聴覚資料の収集・提供がございます。ビジネスとか農業に役立つ動画で、例えば農業の関係でしたら、庭木の剪定を農業関係のところ、撮っていただいて、視聴覚資料を提供していくことを考えております。資料は、例えば市町村立図書館にお貸しして、市町村立図書館を通じて貸し出しをしていただく方法を今検討しているところです。

◎金岡委員 例えばDVDとかを貸していただいて見る形になるんですか。

◎国則新図書館整備課長　そういうことになります。

◎金岡委員　私が申し上げたいのは、やっぱりリアルタイムでそれが活用できるような形がとれないかなということですが。例えば、アクティブ・ラーニングとかいうことで、長期間ずっとできる学習でしたらそういうものは可能でしょうけれども。もうその日に見たい、その日に調べないかなということもあろうかと思いますが、そういうときに、インターネットを通じてすぐに見られるような体制がとれば、即とはいかなくても、極めて短い間でそれが見える形をとらなければならないので、そこら辺はもう今の世の中ですから、そのまま見れるようにできないかなと。例えば、先ほどから申し上げていますように、市町村の図書館へ行ったら見れるようにとか。結んでしまえばできるわけですから、そういう形がとれないかということ为先ほどから申し上げておるんですけど、いかがでしょう。

◎国則新図書館整備課長　インターネット環境が整っている市町村、まだ整っていない市町村もございまして、去年、システムが統合し、それが富士通製のシステムになっておりまして、同じものであれば接続もできるんですけども、違うシステムが入ったり、まだ入っていないところについてはまだ。リアルタイムとなれば、電子書籍が一つの方法となりますので、ぜひその方法で導入を行っていきたいと思っております。

◎金岡委員　電子書籍ということでもありますが、資料を全部電子書籍化するわけではないでしょう。全部オープンにするようになるんですか。

◎国則新図書館整備課長　電子書籍のソフトといいますか、事業者が電子書籍サービスを行っておりますので、それを購入して、一般の方にインターネットを通じて、御自宅で御利用いただくところです。

◎金岡委員　それは、全部の資料をそうするわけではないでしょう。ほとんどの資料が紙として残されておると考えるんですが。

◎田村教育長　遠い将来で言えば、金岡委員の言われるような方向性はあると思います。ただ、電子データとしてインターネットで見れるようにするためには、もとのデータ自体の電子化が必要になってまいりますし、それをどう提供していくかという問題もございまして。そのためには、膨大な費用と期間がかかってくると思いますので、まずはできるところから取りかかることで、どういう蔵書があるとか検索自体は今もできると思いますので、そういうことはまずやってみよう。それから、電子書籍的なものは家からでも見ていただくところはスタートさせていただいて、将来的には、言われるようなところを、いつまでとはなかなか言えないと思いますけれども、費用対効果も見ながら取り組んでいくことになるのかと思っています。

◎金岡委員　はっきり申し上げたら、一手間かけたら、人と人がやりとりをしたらできるわけです。全部出してしまうことになると、著作権とかいろいろな問題が出てきますので難しいところがいっぱい出てくると思いますけれども。例えば、市町村立図書館とか

学校と結んで、こういうものが欲しいことがあれば、電話でもかけて話をするか、何か様式をつくっておけば、例えばCDを図書館のコンピューターへ入れて、別のコンピューターへ送ったらいいわけですから。一手間かければ、すぐに対応できることもあります。いかがでしょう。

◎国則新図書館整備課長 どういった本があるかについては、ブックリスト、こういうところで役立つ本ということであれば、パスファインダーという案内をするものがありますので、市町村立図書館なり、県のホームページに載せまして、一般の方が御利用しやすい環境について整えていきたいと思っております。

◎桑名委員長 金岡委員は、例えば本を全部電子化して、みんなにインターネットで見せてくれと言っているわけですか。

◎金岡委員 いや、違います。資料とか。

◎桑名委員長 資料も一緒ですよ。データに落とさないといけないわけですよ。

◎金岡委員 一手間かけたら出せるわけでしょう。

◎国則新図書館整備課長 紙の図書を全てデータ化することには、やはり現時点では著作権の問題とかもございまして、その辺を十分に見極めた上になろうかと思っておりますので、まずは今あるサービスとしては電子書籍サービスを導入してみて、利用者の方のニーズも十分に把握しながら、整理しながらやっていきたいと思っております。

◎金岡委員 例えば音楽を聞きたいときに、CDを持ってきてもらうのか、その場でそのまま送ってもらうのかという話をしているわけなんです。こういうものが聞きたいと言ったときに、一手間人が動けば、嶺北にいても聞くことはできるわけです。

◎国則新図書館整備課長 リアルタイムではできませんけれども、市町村立図書館を通じて、そういったサービスをお届けすることはできる場所です。

◎桑名委員長 だから、CDを市町村に送るということですよ。委員が言う、つないだら音楽が聞ける話ではないということですよ。それを理解してもらわないといけませんよ。

◎金岡委員 それはCDを送るということですか。

◎国則新図書館整備課長 そうです。

◎金岡委員 こちらでかけて、向こうで聞く話ではないわけですね。

◎池脇委員 ちょっと関連ですけれども、市町村の図書館の司書、学校図書館の司書が、きちんと対象者に対してレファレンスができるかどうかなんです。だから、こういう音楽を聞きたいんですと言った場合に、当図書館にはそれがありません。県立図書館にはあると思いますので問い合わせしてみましようということで、あるいは、こんなことをやりたいんですがどんな資料を集めて読めばいいんでしょうかと相談があった場合に、その資料は書籍ではこういう書籍があります、統計資料ではこういうものがあります、まず入門書は

この本から読まれたらいいと思います、その本は当図書館にはないので、県立図書館にありますから取り寄せましょうか、それとも御自分で行かれますかというレファレンスがきちんとできるかどうかなんです。

だから、新図書館を機能させるために、今の県立図書館の司書は、そうしたレファレンスをかなり強化してきていますから。県立図書館とすれば、市町村の図書館司書、学校図書館の司書にこのレファレンス教育をしっかり徹底させて質を上げていけば、金岡委員のような御質問には応えていける環境づくりにつながっていくと思います。そこはどのような形でやられていくんですか。

◎**国則新図書館整備課長** また計画のほうを見ていただきますと、29 ページに市町村立図書館等への支援がございます。先ほど、池脇委員のおっしゃられたとおりでして、そこが非常に重要になると思いますので、上から3つ目に研修の実施というところで、県立図書館が行う研修にも参加いただいたり、ブロックごとに市町村支援の職員も構えておりますので、御要望があれば伺って研修、いろいろ勉強もしていただくと考えておりますし、32 ページを見ていただきますと、県立図書館が行う学校図書館との連携・協力で支援を行います。32 ページの協力の下の方に研修の実施がございまして、市町村立図書館職員等に対する研修についても、学校図書館への情報提供と。場合によっては参加もしていただいて、要望に対してお答えするレファレンス能力を上げていっていただく支援を行っていきたいと考えております。

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

〈スポーツ健康教育課〉

◎**桑名委員長** 次に、「平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎**葛目スポーツ健康教育課長** 同じ資料の報告事項のスポーツ健康教育課と書いてある赤いインデックスをお開きください。

ページをお開きいただきまして、このたび、平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果がスポーツ庁より公表されました。その結果の概要について説明させていただきます。

3 ページをお開きください。その中身を説明する前に、この調査は平成 20 年度から、小学 5 年生、中学 2 年生を対象に実施されまして、今回で 8 回目の全国調査となります。

本県の調査結果は、小学校 5 年生の体力・運動能力調査におきまして、平成 28 年度の全国平均と比較しますと、体力合計点で男子では 0.36 ポイント、女子では 0.35 ポイント下回り、また平成 27 年度の調査結果と比較しましても、男女ともに下回っており、昨年度からやや後退する結果となりました。全国順位では、男子は 21 位から 28 位、女子は 21 位から 29 位となっております。しかしながら、男女ともに、過去の調査の中で 2 番目に高

い結果となっております。経年で見ますと、体力向上に向けた取り組みが進めてられていると考えておるところです。

下の中学校2年生におきましては、平成28年度の全国平均と比較しますと、男子では0.39ポイント、女子では1.1ポイント下回ってはおりますが、平成27年度の調査結果と比較しますと、男女とも上回っており、過去の調査の結果の中では男女ともに最高の結果となっております。男子ではほぼ全国平均、女子は全国平均近くまで伸びてきております。全国順位では、男子は30位から31位、女子は45位から38位となっております。

7ページをごらんいただきたいと思います。中段の(2)の運動習慣の状況でございます。①の1週間の総運動時間の分布をごらんください。このグラフは小学校、次のグラフは中学校になっておりますけれども、小学校1週間の総運動時間が60分未満の割合について、平成27年度の県平均と比較しますと、男子では1ポイント、女子では1.7ポイント上回っており、上回っているのはいけないことなんでしょうけれども、平成28年度の全国平均との比較におきましても、男女ともに上回る結果となっております。

8ページをごらんいただきたいと思います。上段でございます。平成28年度の全国平均との比較では男女ともに上回っておりますけれども、平成27年度の県平均と比較しますと、男子が0.2ポイント、女子が2.7ポイント下回っており、中学校においては改善傾向が見られます。しかしながら、1週間の総運動時間が60分未満の割合は、小学校、中学校ともに、全国平均からはまだ高い状態でございます。

10ページをお開きください。⑤のふだんの登校方法についてです。小学校では路線バス等の割合が、全国平均と比較しますと、男子で11.8ポイント、女子で14ポイント上回っております。中学校においても、全国平均と比較しますと、男子で3.2ポイント、女子で10.5ポイント上回っており、日常生活での運動機会が少なくなっていることがここでわかります。

今後は、学校での体育・保健体育の授業改善はもとより、授業以外での体育的活動の充実や休み時間の活用、家庭や地域との連携等により、運動習慣の定着を図っていくことが一層重要になると考えておるところです。

13ページをお願いします。一番上の2の学校の状況についてです。①の小学校第4学年、中学校第1学年に対しての体力・運動能力向上のための学年目標の設定、②の学校全体での目標設定、そして③の平成27年度の結果を踏まえての授業等の工夫・改善の割合が、小学校、中学校ともに全国平均を上回っていることがわかります。これは平成26年度から県教委が取り組みを進めております体育・健康アドバイザー支援事業の取り組みの成果の一つと考えております。今後も、PDCAサイクルを機能させ、着実な成果に結びつくよう、市町村や学校への支援を一層進めてまいりたいと考えております。

なお、ここには出ておりませんが、今後、スポーツ庁から各都道府県に配付されます報

告書がございます。そこでは、「授業以外で子供の体力や意識の向上において成果が見られた児童生徒の特徴・学校の取組」として、高知市立神田小学校の「児童と教員が共につくる運動環境の充実」というところで、その実践が全国のモデルとなる取り組み事例として紹介されておるといふところ、新聞でも出ておるといふところ、急激な体力の伸びを行っていると出ております。

17 ページをお開きください。運動部活動に関する調査結果です。①の1週間の総運動時間のうち運動部活動が占める時間を見ますと、中学校の男女ともに全国平均と比較すると、土曜日以外の曜日は全て上回っておると出ております。

18 ページをお願いします。③で学校の決まりとしての運動部活動における休養日の設定については、週に1日の割合が最も高く、県内の県立・公立中学校の約半数が週に1日の休養日を設定しております。そして、④の休養日を設けている学校に対する土日の休養日の設定については、約7割の中学校が月に1回以上の休養日を設定していることが伺えます。運動部活動については、生徒の多様な体験の充実や健全な成長の観点からも、適切な休養日の設定など、運営の適正化が必要であると考えております。今後は、これらの結果を踏まえまして、本年度中に望ましい運動部活動について、一定の方向性を示したいと思っております。

なお、スポーツ庁では、学校現場における業務の適正化に向けた取り組みとしまして、来年度に運動部活動に関する全国的な実態調査を行い、その結果をもとに、来年度末までに、「運動部活動についてのガイドライン」を作成し、各都道府県等へ配布する予定となっております。本県におきましても、運動部活動支援員の配置・拡充とあわせまして、次年度以降も国の動向を考慮しながら、よりよい運動部活動のあり方について検討をしております。

以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 2点ほど。1点が、学校の部活動について、スポーツ医学に基づいた筋力とかを強化しながら競技力を高めていくスポーツプログラムがもう研究されて、オリンピックなんかでは非常に重視されてきております。だから、昔でいうスポ根みたいな考え方は排除されてきているんですけども、きょうもテレビのワイドショーで話題になっていたのが他県の事例ですけども相撲部の体罰の問題がありました。だから、クラブを通して体罰がなかなかなくなる、ここはスポ根みたいな部分と、本来のクラブで競技力を高めていくための健全な肉体づくりの部分がなかなか相入れないところがあるのかと思うんですけども、この部分をきちんとやっていかないと、教育という側面からのスポーツ教育という部分が置き去りにされていくのではないかと思うんですけども、そのあたりの配慮はどのようになっていますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 委員おっしゃられましたスポーツ医科学に基づく裏づけであるトレーニング方法です。オリンピック等では専門種目のトレーニングとあわせた医科学トレーニングということで、結果が出ておるところはもう周知のとおりです。本県としても、現在、野市町のスポーツセンターに医科学的な役割を設置しておりますけれども、競技団体の利用にはまだまだ周知されておられません。設備としても、機械の老朽化がございまして、そういったところから、また競技力のしばらくの低迷とあわせて、医科学センターの拠点のあり方を検討して、来年しっかりやっていきたい。指導者も含めて、医科学に基づいたプログラムを提供しながら、競技団体、また、運動部活動の先生方のよりどころになる医科学センターを整備していきたいと思っております。

また、体罰等がきょうも全国的に出ておりました。県では、運動部活動の計画をつくるハンドブックをつくりました。大阪市の桜宮高校のバスケットの例の事件があったときに、やはり学校の計画に基づいた運動部活動、適切な休養日、適切な指導というところでハンドブックをつくっておりますが、周知もまだまだ徹底しておられません。先ほど体力のところでも申しましたように、適切な活動、適切な休養日の設定をあわせて、方向性を見極めて、全国等の動向を見ながら進めたいと思います。健全な運動部活動のあり方と競技力の向上には、医科学に基づいた指導はもう必要不可欠ですので、しっかりやっていきたいと思っています。

◎池脇委員 あと1点ですけれども、これは学校の体育の授業の体力づくりの充実が問われると思うんですけれども、小学校では、最近では体育の専科の先生が体育の授業を受け持っていたけるようにはなっておりますけれども、基本的には小学校は体育の専門性を持っている先生が余りいない。それで、全部の教科を受け持って授業してるわけですから、小学校の体育の授業について、やはり体力を増強させていくための授業のあり方、プログラム、指導書もあると思うんですけれども、そうしたことの研修がきちんとされていかないと難しいのではないかと。クラブはありませんけれども、少年野球とか少年サッカーとかいった地域でのスポーツはあるんですけれども、学校としてのクラブは小学校はないです。ですから、学校での授業が非常に重要になると思うんですけれども、体育の授業をどう充実させていくのか。

それから、中学校・高校においては、体育は体育の先生が専門に教えておられる。しかし、体育の授業そのものが本当に体力を高めたりという視点に基づいた授業になっているのか。単にそれぞれ競技を教える項目もたくさんあるので、授業の内容がそっちの方面に流れやすくなっている部分もあるのではないかと。そうしたものも含めて、やはり学校の体育の授業の充実をしっかり図っていかなくてはいけないと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 第2期の教育振興基本計画で、知・徳・体の体の分野の中

で、小学校・中学校、また特別支援県立学校におきましても3つの共通点がございませう。体育授業の改善、健康教育の充実、そして3つ目が運動部活動の充実です。特に、授業改善に取り組んでおるところですけれども、体育では評価基準を設けてしっかり評価をします。ただ、できる者が評価がよくて、できない者が評価が低いではなくて、それぞれの観点に基づいて評価をしておりますので、特に教育振興基本計画の中では、評価をイの一番に置いているところなんです。そういうところを教科会でも検討し、共有しながら、授業改善に努めていただきたいと。大きな学校ではそれでいいですけども、少ないところでは教科の壁を超えた保健体育も1授業で教科ですので、授業の進め方、また近隣との教科会、関連の会を含めて、やっていただければと思っております。特に小学校では体育の授業に不安を抱えている先生が多い調査結果がでております。そうしますと、小学校からの運動好きの生徒がなかなか生まれにくい。対応しているかと申しますと、教科書はございませうが副読本がございまして、実践協力校を指定して、その副読本の有効的な活用のあり方を示して、全県下的に広げていく取り組みをしております。そこには指導主事、また昨年度から配置をさせていただいております東部・西部の保健体育の指導主事がございますので、密着型のきめ細かい指導になっております。もう一つ、この体力結果で健康と体育に課題のある学校が出来ます。そちらには、平成26年度の途中からやっておりますけれども、小学校・中学校の校長先生を退職した方々に健康体育アドバイザーとして課題のある学校を回っていただいて、体力向上、健康教育の充実に励んでいるなど、いろいろな側面から進めておるところです。

◎池脇委員 最後ですけども、中学校・高校においては体育の先生が補導専任とか、生徒指導任に当たられている方、結構いらっしゃるんです。何か学校内で事案が起きた場合に、その先生は生徒指導なり補導専任の業務を優先せざるを得ない。そうなると、体育の授業がそこで抜けてしまうことがたびたびあると思っております。そういう意味では、体育の先生が十分足りているのかどうか。業務上にそういう想定される部分が出てきますから、当然、そういう補導専任とか生徒指導の先生は持ち時間数が少なくなっているはずなんですけれども。それが十分そういう待遇になって体育の授業が抜けないようにできる体制になっているかどうか、この点非常に大事だと思うんです。と同時に、体育の授業についての授業計画がしっかりされて、年間のシラバスがきちんと作り上げられているのかきちんと学校でチェックをする必要があると思っておりますけれども、体制等についての状況をお聞かせください。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、中学校等での補導専任の関係ですけども、中学校では生徒指導のところでは授業が少なく、またはなくて、臨時の教員も配置しておると思っております。また、高校についても、私が高校現場におったときに補導専任でやっておりました。授業は少なかったけれども、万が一のことがあったときにはやはり周りの先生

方の協力が必要であると思いますし、その分の講師の先生もついていただいております。ただ、委員おっしゃられるように、授業計画がしっかりされていないと、そのときどんな授業があるかわからないとか、何をやるかわからない、その単元の計画がなされていないことは致命傷ですので、そういったことのないように、体育授業の改善を特にしっかりやっていきたいと思っております。

◎三石委員 重複しますが、知・徳・体ということで、言うまでもなく、体育も物すごく大事なことです。皆さん一生懸命に努力されて、年々よくなってきている報告もありましたけれど、同時に、教育長のコメントも詳しく出てきております。今後どういう方向でやっていくかも書かれていますけれど、よく調査はできているけれども、具体的にどう生かすかが問題なわけです。生かしつつ、その努力が実って、徐々に成果が出てきていると思うんですけれども。学力と同じで、各市町村の取り組みも物すごく大事になってくると思うんです。今までのも含めて、もう少しこの分析結果をどう生かしていくか、その決意というか、そこらあたり。

◎葛目スポーツ健康教育課長 調査の結果について、先ほど中学校の女子の伸びがよくなって、改善傾向にあると説明させていただきましたが、数年前からやはり女子に問題がございました。運動習慣の未定着がございましたので、現場では特に女子の生徒についてどのようにやっていこうかというところで、武道・ダンスの必修でダンスがあります。両方、男女とも共修なんですけれども、特にダンスにはいい外部指導者がついて、先生方がそれを日々研究して、普通の例えば球技とか走ったりする運動になかなか取り組まない生徒の中で、ダンスという激しい運動から入っていく、取り組みやすい好みのところから入っていくことで、結構、改善になっているのかと思っております。これは国の事業を受けてやっています。そして、学校的には、小学校・中学校は学校経営計画の中に知・徳・体の体が入っておりますし、中学校では運動部活動も入っています。健康教育も入っていますので、しっかり位置づけられていることがかなり違ってきて、体育の授業の変化が来ております。そういったところから、知・徳・体の体の中の体育の授業がほかの教科におくれることなく、授業評価、授業改善、教科会もされ進化していく、きちんとした運動量を確保しながらも、理論的な運動をしっかりやっていくことに努めていきたいと思っております。

◎三石委員 全国のモデルになることで、高知市立神田小学校の取り組みが書かれていますけれど、どういうことなのか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 全国では、授業改善によって取り組んで効果を上げた方法。そして2番目に高知市立神田小学校が入っていますけれども、生徒と教員の共生に基づいて、お互いに協力して体力が伸びた。3つ目が県の教育委員会の取り組みですけれども。特に2番目のところで、高知市立神田小学校は一つにドッジボールとか長縄を飛ぶことを、体

育委員の生徒が中心となって「全員で外へ出てやりましょうや」という呼びかけ。そして2つ目には、授業前のストレッチ、ちょっと柔軟性が伸びが滞っておりますけれども、そういうことが2点目です。3点目は、地域の方を巻き込んで「楽しく朝食を楽しむ会」がございます。それは私たちも絡んでさせていただいておりますけれども、望ましい生活習慣、また厳しい環境の子供への対応ということで、この3つの中が評価されて、なお体力が2年前から飛躍的に伸びたところでモデル的になっています。

◎三石委員 全国的なモデルになる取り組みということですけど、モデルになるくらいだから、これを広めたいです。そこらあたりはどうなっていますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 特に、これは県内の方々が見習っていただきたい。我々は市町村に行って広めていきたいのが一つです。非常に当たり前のことを、しっかり丁寧に校長先生のリーダーシップのもとやっておるところです。

◎横山委員 池脇委員と三石委員が、元お二人とも教員をされていたということで、そういう角度からいろいろ聞かれたと思うんですけども。私は、少年野球をずっとやっています、やはり地域のスポーツクラブは人数がどんどん減っていています。それは人口の減少でしょうがないんだろうけれども、昔はある程度放っておいても子供は外で遊ぶ、バットを持って河原へ行って野球をすることがあったと思うんですけども、これから先は地域とスポーツ、運動のあり方はまた新たなステージに構築していかないといけないのではないかなと思うんですけど。先ほど課長がおっしゃられた地域と運動とかスポーツとかに関して、どのようなお考えを持たれていますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 委員が言われますように、確かに一つのチームだけでは成り立っていない現象があらわれ始めております。やはり地域のスポーツクラブ、体育のチームがございますので、その活発化と、近隣の合同性がございます。そのためには昨年度から、スポーツを通じたエリアネットワーク事業をしております。まだまだ子供に対する事業がふえておりませんが、中山間の少人数になっている子供に焦点を当てた取り組みで、高知県を4つの各地域に分けてやっております。具体的には、指導者が家へ回るとか、月に1回、年に1回は集まって市町村の枠を超えたスポーツ活動の取り組みをやっておるところです。

競技力では、高知くろしおキッズタレント発掘事業をしております。これは全県下から体力測定で絞り込んでおりますので、そちらで出てきますし、なお、スムーズな種目の転向もシステムに入っております。まだまだ成果は出ておりませんが、いろんな手だてをやっているところです。

◎横山委員 いろいろなことで大変御苦労され、一生懸命取り組まれていると思います。学校での体育と同時に、やはり地域でスポーツ活動、クラブ活動がうまく続けていけるように、特に先ほど課長おっしゃられた中山間で続けていけるように。また本当に父兄の皆

さんも一生懸命頑張っているんです。休みになったら子供の送迎とかされているので、そういうところにも御理解、何らかの支援も将来的に考えていただけたらどうかと思います。

◎桑名委員長 成果も出ておりました、期待されるどころですし、また、今、話題になっております運動部、部活動のあり方も検討されると思いますが、思うのは、やはり中学校・高校、運動部で勝利のために頑張るんですけども、頑張った先に何かあるかをやはり教育の中で教えていかないと、中学校では全国中学校体育大会の予選で終わった人もいるでしょう。高校だったらインターハイ予選に行った人も終わった後、燃え尽き症候群が出てくるのが、今までのクラブ活動のあり方だったと思うんです。週1回休む、絶対休ませなくてはいけないと思いますが、そのときにそういったものを考えさせるとか、ただ、勝利のために体のケアのために、週1回休むとか、月4回休むという話ではなくて、その後に何かあるのかをしっかりと教えられる体育の先生なりクラブの先生を育てていかないと、いろいろな問題が起こる。他県で相撲部の体罰問題が起こっていますけれども、こんな問題は解決できないのではないかと考えております。最後にどうですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 一つは、何と申しましても小・中・高と上がっていったときに、高校の体育の基本的なものは生涯スポーツへのいざないです。体育の先生が競技に特化した運動能力が高い者だけに視点を持たずに、それぞれの個別指導まではなかなか難しいかもしれませんが、やはり個性に応じた運動をやっていく、そして将来、運動につながっていく。それがひいては県民の活性化になると思いますので、そういった指導能力を持った先生の育成をさらにこれから強めて深めていきたいと思っています。

◎桑名委員長 ぜひ、期待しております。

以上で、質疑を終わります。

次に、「豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進について」、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、22ページをごらんいただけますでしょうか。豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進について、須崎市の浦ノ内湾を活用した本県のスポーツ振興とスポーツツーリズムの推進について御報告をさせていただきます。

この資料を説明する前に 21 ページ、須崎市のスポーツパーク構想についての経緯について御説明させていただきます。

この「須崎市海洋スポーツパーク構想」は、須崎市が平成 27 年 3 月に策定した「すさきがすさ産業振興計画」、平成 27 年 10 月に策定した「須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にそれぞれ位置づけられ、須崎市立スポーツセンターを活用した海洋スポーツの振興や須崎市及び浦ノ内地域の活性化を目的とする構想ですが、昨年 4 月に須崎市教育委員会から浦ノ内湾における海洋スポーツの拠点施設として整備したい旨のお話が県の教育委員会にございまして、昨年 10 月には「知事と市長会との意見交換会」の中で、須崎市長

から浦ノ内湾を本県の海洋スポーツの拠点として展開する構想の提案と、県に対する支援の要請がございました。須崎市では、平成 27 年 11 月に「東京オリンピック事前キャンプ誘致及び海洋スポーツパーク建設推進委員会」を設置するなど、須崎市関係課で協議を重ねてきておるところです。

県では、産業振興推進部の高幡地域本部が須崎市と連携を密に図りながら、教育委員会、観光振興部、土木部など県庁内の関係課と須崎市とで定期的な協議の場を持ち、翌年、平成 28 年 3 月には第 3 期産業振興計画地域アクションプランに「須崎市立スポーツセンターを活用した体験型観光等の推進による地域の活性化」を新たに位置づけ、実現に向けた具体的な経過について、これまで須崎市と協議してきたところです。

今年 10 月には、大会や合宿などの受け入れ規模を拡大し、坂内地区より水質のよい大島海岸でオープンウォータースイミング（OWS）の大会を開催するため、須崎市が大島地区を含めた整備計画を意思決定し、深浦漁協及び地区住民に構想の概要を説明しておるところです。10 月の大会前に、リオ五輪日本代表の平井選手と須崎市長などが知事を訪問されまして、来年のすさきオープンウォータースイミング大会に世界のトップ選手を招聘した大会の開催についてお話をいただき、実現に向けて須崎市と調整を図りながら、県としても、翌 11 月に、来年 10 月開催のすさきオープンウォータースイミング大会までに、須崎市から要望のあった大島海岸整備を行う方針を意思決定したところです。

このたび、遊歩道の拡幅、テントを設置するためのスペースに係る測量設計に関する予算を計上しています。

22 ページの資料に戻っていただきたいと思います。須崎市浦ノ内湾は内海でありまして、比較的静穏度が高く穏やかです。オープンウォータースイミングやカヌー競技などに非常にすぐれた地形であると、競技団体やカヌー専門機関の方からも評価をいただいております。これまで資料の左下段にオレンジの枠囲みで記載をしております坂内地区で、ドラゴンカヌー大会やすさきオープンウォータースイミング大会体験イベントなどが開催をされてきております。坂内地区では今後、艇庫や学習棟の拡充や、500 メートル 9 レーンのカヌーコース整備を行い、カヌー競技大会の開催やスポーツ合宿を行うカヌーエリアとして整備をしていく計画です。今後この地形を生かして、大会やイベント、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿など、交流人口の拡大を図っていくためには、活動区域を拡大する必要があるなどの課題がありまして、資料左下段の水色で枠囲みをしております大島地区を新たにオープンウォータースイミング大会などを実施するスイミングエリアとして、また、全国のカヌー競技団体や大学・高校・中学校の合宿で使用する 1,000 メートルのカヌーコースを整備する計画がまとまったところです。須崎市では、平成 26 年から全国 8 カ所で開催をされております日本水泳連盟認定の大会、すさきオープンウォータースイミングが開催をされておりますが、これまで、大雨によるごみや水質の悪化等で大会開

催が危ぶまれる状況にあったことから、須崎市はより水質のよい大島地区で、来年の大会に国内のトップ選手や海外のオリンピック有力候補・有力選手を招聘した大会を開催する予定です。

資料の右上をごらんいただきたいと思います。須崎市からは大嶋海岸で大会を開催するに当たって、海岸へのアクセス道や遊歩道の拡幅、テントを設置するためのスペースなどが必要との要望を受けておりました。来年の大会の開催までに海岸の整備を終えるため、県が実施します関連予算を産業振興土木委員会で御審議をいただいたところです。須崎市では来年の大会に向け、黄色で記載しています棧橋とトイレ・シャワーの整備を行い、大会の成功に向けた整備を行う計画です。

整備後はオープンウォータースイミングでは棧橋からの飛び込みスタート、タッチパネル板によるゴール形式で開催されている日本水泳連盟唯一の大会である優位性に加え、浦ノ内湾のような海上での水域に1,000メートルのカヌーコースが整備をされれば、他の先進市と遜色ない魅力的な施設となると考えております。特に、東京オリンピック・パラリンピックのカヌー競技場に決定した海の森水上競技場は、海上での水域にコースが整備されていることから、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致の実現に向けても有利だと考えておるところです。

右下段の、経済波及効果の試算について説明させていただきます。オープンウォータースイミングなどのスポーツ大会のほか、この大会と連携して行いますイベントや、修学旅行などの活用を見込んだ体験プログラム、並びに、企業や高校などが行う合宿など、大きくは先ほどの4つの要素のもと、平成27年度の利用実績などを基準として県外客の見込みを6,000人と算出をしておるところです。表の県内消費額の②のところは、高知龍馬マラソンでのアンケートや県外観光客動態調査で得た1人当たりの消費額で算出をしております。誘発倍率1.52を掛けた8,600万円余りの経済波及効果を見込んでおるところです。現在の見込みでは、整備後13年目に整備コスト等を上回る見込みです。

この海洋スポーツパーク構想は須崎市の構想ですが、本県の海洋スポーツの拠点として整備しようとするものでして、これからの利用が見込め、スポーツツーリズムの推進を図ることができ、また、競技拠点となるスポーツ施設として、スポーツの振興にも大きく貢献すると考えられることから、須崎市が実施します事業についても、必要な財政支援を行う方向で検討しておるところです。須崎市が実施する事業については、可能な限り国の補助金を活用することとしておりますけれども、国の補助金がなく、過疎債や辺地債を充当せざるを得ないものについては、交付税措置のない部分について2分の1の財政支援を行う検討を進めておるところです。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 この写真ではよくわからないんですが、大島地区と坂内地区は隣接している

んですか。坂内地区は観覧席が6番で予定されているんですが、大島地区のOWSコースとか、8番のカヌーコースですか。大島地区のほうから見る観覧席はその整備の中に入っていないんですけれども。ちょっとこの地図では理解し難いので御説明を。

◎葛目スポーツ健康教育課長 22ページの左下です。一番下のオレンジの枠の坂内地区を除いていただきますと、全体が浮き上がってきます。右側の斜め上が高知方面、左下が幡多方面で、この湾を見ていただきますと、オレンジのところが大島地区で、上の浦ノ内湾と書いてあるところの上の水色のあたりが大島地区でして、つながっております。これを一体的に浦ノ内湾と呼ばせていただいています。ほかのところが入っておりますので、見にくいかもしれません。坂内地区と書いてある左に5番、6番、⑧のカヌーコースと書いてある一番下のところが拡大図となっております。

◎桑名委員長 大島地区と書いているところは、島じゃなくて海でしょう。だから、つながっていると見えるんです。大島地区と書いている写真をのけたら、ここは海でつながっているということですよ。

◎葛目スポーツ健康教育課長 大島地区という拡大図がありますが、ここが海でつながっているということです。

◎池脇委員 そうなると、大島地区で競技が行われるのが、このOWSですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 はい。

◎池脇委員 OWSを見るのに、大島地区では観覧席の整備が出ていないので。坂内地区の観覧席からは、OWSは見えないのでしょうか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 現在、坂内地区に若干の観覧席がございまして、坂内地区で行われているOWSが見えますけれども、今回、水質問題等も兼ね備えまして、開催場所を大島地区に移します。そのときの観覧席の整備等は含まれていません。ただ、そのときの、例えば大島地区で今後10月にすさきオープンウォータースイミング大会をやる時には、本部役員席とか、選手の待機場所とか、一般観覧席とかは、簡単なものが準備される場所です。

◎池脇委員 大島地区の8番のカヌーコースと坂内地区の8番のカヌーコースは、同じ8番だから同じものかと思って見ても、地図では違うから別々のものなんですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 8番でカヌーコースの整備と書いております坂内地区にあるコースは、500メートルの9レーンのカヌーコースを想定しております。現在あるものです。そして、大島地区のところに書いてある8番のカヌーコースが、先ほど説明させていただきました1,000メートルのカヌーコースを整備したいところです。カヌーコースでくくっておりますけれども、別のところです。

◎橋本委員 大島地区がスイミングエリアとして整備をする。それから、坂内地区がカヌーエリアとして整備をする。大島地区の整備は県で実施すると思うんですが。オープンウ

オータースイミングというエリアと、シーカヤックかシーカヌーかわかりませんが、そういうエリアと分断していることで、一つお聞きをしたいのは、県内の競技人口です。実際、シーカヌーとかやっている方々の人口が県内にどれだけいるのか。それから、オープンウォータースイミングとして、いろいろな大会をやっているじゃないですか。そこに県内から参加している方々がどれだけいらっしゃるのか。

それともう一点、例えばカヌーを、クラブチーム、中学校、高校の部活でもいいですから、やっているとところがあるのかないのか、その辺もちょっとお聞きをしたいと思います。

◎葛目スポーツ健康教育課長 体育協会競技団体加盟になっているものは、カヌー、またオープンウォータースイミング含めて 80 名から 100 名の間です。まだまだ多くはありません。今後、人気が出てくると思います。特に、オープンウォータースイミングは、この岩手国体で正式種目になりましたし、オリンピックでは北京オリンピックで正式種目になっておるところから、あとは長距離のスイマーが転向するだろうというところですよ。

カヌー等のクラブですけれども、例えば高等学校でしたら、高知丸の内高校、中村高校西土佐分校、あと高知海洋高校、須崎高校といったところがございます。特に、高知海洋高校からは、2 年前の長崎国体では、カナディアンで日本一になった門田選手が出ています。人数的にはまだまだだと思います。クラブチームも余り多くはないんですけれどもあります。

◎橋本委員 何でこういうことをお聞きをしたかという、先ほどの説明の中で、確かに経済波及効果が出ています。よそからこちらに来ていただいて、お金を落としてもらって仕組みがここに載ってるわけですけれども、年間 6,000 人ですから、基本的には 1 日に直せば 17 人ぐらいが、須崎市に来ていただいて経済効果として、お金を落とすところ計算になります。365 日で割ったら出ますので。そういう計算なんだろうと思っているんですが。いつも思っているのは、新しい競技をどんどん広めて推進していくことは悪いことではないんです。でも、やはり県費を使ってやる以上は、県民の皆さんがこの競技に対してどうなんだ、どう向かって、だからこれだけのお金を使うことを許容してくれるところがやはりないといけないと思っていまして。本会議の一般質問で吉良委員からも、そのことがかかり問われていた気がします。だから、説明がまだまだ不十分ではないかと思っています。この説明を聞いていてもそう感じます。例えば、オリンピック、国体を目指して仕掛けをしても巨額の県費を投入したものが、終わった後、祭りのあとの静けさになってしまっ、結局はレガシーとして何も残せなかった、逆に負の遺産とならないような、きちんとした計画を、県も入って責任を持っていただきたいと思います。そのことに対する答弁をいただけたら。

◎葛目スポーツ健康教育課長 県内の波及効果、経済的のみならず、やはり一つは競技力の向上を考えておるところです。須崎高校と須崎工業高校の統合問題もありますし、国体

競技を見ますと低迷が続けていることは御承知だと思います。その中で、今までのソフトボールとか相撲とかのほかにも、本県の地形等を生かした競技力として、マリンスポーツに力を入れていきたいとスポーツ推進プロジェクトの中で考えているところです。そこで、拠点施設を整備し、そこに全国的、国際的なトップクラスの選手を呼んで刺激を得ながら、強化していきたいのが一つです。

もう一つは、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の招致は、競技力のみならず教育効果等もかなり高いのではないかと考えているところです。そこで、もともと坂内地区では、スイミングとカヌーとの両方の利用をやっておりまして、バッティングする機会がある、手狭になっていることが水質の関係もあわせて、まずそこにも理由がございます。ここで整備を広げて10月の大会に間に合わせて、いろいろな選手により認めていただいて、修学旅行の体験学習も含めた総括的な教育効果を考えておるところです。

◎橋本委員 最後の質問。よくわかりますが、ただし一つ言っておきたかったのは、教育環境の整備とか、例えばスポーツ振興、高知県の中である程度醸成をされたもので、皆さんから要求があってやることなら非常にいいことだろうと思います。ただし、トップダウンで、例えば、東京オリンピック・パラリンピックだけを見て、誘致のためだけにつくるのだったら、いかななものかと、そこに何か先行してすぐに飛びついているところも過去にはあったのではないかと考えておまして、そういうことにならないように、ぜひとも、アフターケアもきちんとすること。それから、カヌーにしても何にしても、実際、中村高校西土佐分校から須崎市まで来れないでしょう。高知丸の内高校からここまでカヌー持って来れますか。そんな状況が多分あるんじゃないかと考えています。ただ、須崎高校については使いやすいと思います。そういうことも含めて、全体的なきちんとした計画をしっかりと持っていただければと思います。ぜひ、何かあれば。

◎田村教育長 この計画そのものは、タイトルにもスポーツツーリズムを推進と出ていますので、そこが主眼であることは間違いありません。ただし、おっしゃるように、それだけで終わることは余りにももったいないと考えておまして。一つは、小中学生の体験プログラムですが、それは県内の小中学生も使えることだと思いますし、もう一つ、カヌーについて、今、課長からも説明もさせていただき、委員からもお話がありましたように、今度、須崎総合高校ができることとなりますので、こういった施設ができるのであれば、新しい学校の目玉になる取り組みとして、やってもらえる生徒ももちろん必要なので相談してはなりますけれども、もしそういったことに取り組むのであれば、我々としては全面的に協力して、強化していくことも考えていきたい。ここが県内のカヌー競技のメッカになって、それ以外の学校も来て、切磋琢磨をして練習もしてもらえるような方向になっていければいいと考えております。

◎米田委員 浦ノ内湾の有効活用とか地域の活性化は非常に大事ですから、それ自体は尊

重くないといけません、この計画そのものが、県も須崎市もトップダウン方式ですし、極めて前のめりの計画になっています。吉良議員が質問しましたが、私も現地を見ました。具体的に聞きますけれど、課長が坂内地区が手狭で水質の関係もあると話されました。水質も問題はあります。でも手狭という話は聞いていませんが、オープンウォータースイミング、シーカヤック、ドラゴンカヌーとかが、かち合ってやれなかったことがあるんですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 シーズンになりますと、オープンウォータースイミングの大会は秋に1日です。泳ぐのももちろんですけども、特にカヌーになりますと、利用団体がいろいろですので、須崎市からは両方の調整がなかなか難しいと聞いています。

◎米田委員 余りそういう認識はないですが、わかりました。

それと、須崎の市議会も交流人口が去年3,435人が1万2,000人ふえると。年間、トータル1万5,000人になると思いますけれど。その中で、県外の人が6,000人来る計算で、経済波及効果を計算しているんです。しかし、今、OWSのスイミング大会もわずか300人程度です。すさきがすさき産業振興計画、県の地域アクションプランも見ましたが、修学旅行も2校、4校、7校、1,000人程度なんです。それが県外から6,000人来るという数字的な根拠は出せますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まずは、平成33年度までの5年間に6,000人というところなんです。その根拠について、先ほど申しました4つの要素に分かれています。まずはスポーツ大会、関連イベント、合宿、修学旅行等の団体・個人向けの体験プログラムです。

スポーツ大会等では、県外が249人増です。これはOWSを新しくジュニアとかに広げていきたい思いです。その根拠については、連盟とか、県外のいろいろなイベントへの聞き取りをしたところで、当初、須崎市から出てきましたけれども、観光振興課が中心となって、きちんと精査していただいているところです。

2つ目です。関連のイベントです。オープンウォータースイミング大会にあわせて来場者向けに、広場を使ったいろいろなイベントがございます。そういった人数等を含めまして、スポーツ大会等の249人以外に565人です。

3つ目に、合宿等です。企業とか、大学とか、高校にこういったところを整備されると来れますかと聞き取りをしました。半数近くの回答の中で、まず艇を準備していただるかとか、長い距離を漕げればいいのかいうところを踏まえながら、計算したのが394人泊です。

そして、最後の修学旅行等です。これは4,792人と書いています。現在の実績、また平成30年の予約等とあわせて観光協会との今後の取り組み等を勘案しますと、この5年間では県外から4,792名の伸びができると試算しています。合計しますと、先ほどの数字になります。

◎米田委員　そういう数字を出されていますけれど、それは至難のわざです。オープンウォータースイミングも県外からの観客がほとんどいません。選手だけでしょう。

◎葛目スポーツ健康教育課長　まだ何百人かです。大きなスポーツイベントは、本人とついてくる御家族、友達を狙い目にしています。高知龍馬マラソンでは特にそこにターゲットを向けているところです。そういったところが今後ふえてくると思いますし、一般的に、見ている方もドラゴンカヌーであるとか、いろいろなところは外へ見ております。まだまだ関係者の域を超えていないと思いますけれども、これは委員が言われますように、至難のわざです。これはPRとか制度をしっかりと、待ちの姿勢では絶対いきません。須崎市も我々も当然考えているところです。ただ、その上で希望値を含んで、せっかくやるならここまでやらないといけないだろうと思っておるところです。

◎米田委員　率直に言って、ありきの数字と言わざるを得ません。最近、リオ五輪でオープンウォータースイミングが話題になったことで、インターネットで投稿された方がいるんです。オープンウォータースイミングには何がないかという、壁なし、コースロープなし、プールの底の白線なし、温水施設なし、時計なし、観客なしなんです。カヌーならまだしも5キロ、3キロの長い距離を泳ぐのを見てもおもしろくないんです。だから、観客なしということなんです。課長が言われたように、オープンウォータースイミングの会場が全国で8カ所ありますけれど、ほとんど同じ方が風光明媚な佐渡市へ行ったりで、選手が回っている。なかなかこれは県外からたくさんの方が来ることは想定しがたい競技ではないかと思うんですが、どうですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長　まず、知名度の問題で、歴史からいいますとかなり浅いところですが、須崎市の観光特史でこの前のリオ五輪で8位入賞の平井選手もどんどん宣伝したいと、あの方が日本のトップとなって宣伝していくでしょうし、海外とのネットワークが非常に高うございます。そういったところから、これから徐々に人気が出てくるとは想定されます。人数についても、先ほど県外客の人数の増をまとめて言わせていただきましたけれども、徐々に年間の1割程度の者がふえてくるだろうと、余り背伸びをせずにやっておりますし、この10月の大会ではそれを知らしめる絶好の機会になるのではないかといいところがあります。

◎米田委員　交流人口の増についても非常に計画ありきの計算をしているのではないかと考えています。これは慎重にしないとけないと思います。

もう一つは、経済波及効果で、整備後13年目に整備コストを初めて上回ると。それまで13年間、何と8億5,000万円かかるわけです。13年間、経済波及効果が上回るよりも、投資したお金そのままじゃないですか。13年以降も運営費、管理費、更新費が要ります。それがまた13年したら、浮桟橋もまた改修とかになるんです。こんな経済波及効果があると言えますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 波及プラスの合計は、先ほど申しました 6,000 人をもとにやらせていただいています。コストについては、委員が言われますように、これから、管理費、更新費等が出てきますけれども、5年とか、毎年で計算しています。

まずは、経済的な効果を出すためにPRから始め、営業をしっかりしなくてはいけないことと、あとは教育的効果で体験等も含めて、両方相まって効果を求めていきたいと考えています。

◎米田委員 本当に慎重にやる必要があると思います。県の今後の財政負担もある、支援もあると言われていました。今、考えている範囲は、今年度は800万円の調査費が補正で出された。この県の財政支援は枠としてありますではない。県がセットでやろうとしているわけですから、全容を示してくれないと。

◎北村教育次長 基本的には、国の補助金を使って、平成29年度は整備をすると。ただ一部、坂内地区の設計経費700万円、体験学習棟・観覧席の設計経費が1,000万円あります。今のところこの1,700万円を辺地債で予定しております。辺地債の8割が交付税措置されますので、残りの2割についてその半分ですから170万円を県で。ただ、それは債務負担として、恐らく2月補正にお出ししていくと思います。平成30年度について、まだ先のことなのでわかりませんが、できるだけ国の補助金を使っていく。もし使えないことになれば、辺地債、大島地区については過疎債。平成30年は基本的に坂内地区の辺地債の計画ですけど、それについても同じスキームでできれば検討していきたいと考えております。

それから、先ほどオープンウォータースイミングのお話がありましたけれども、この経済効果はかなりの部分がオープンウォータースイミングだけでなく、関連していろいろな体験とイベントを開催しますので、その分の増がかなりあります。あわせて高校体験プログラムを充実して、修学旅行とか、個人向けの旅行客を呼ぼうとしております。誘致のための体制を須崎市もしっかりとっていきますので、そういうことを含めて、経済効果をしっかり出していきたいと思っております。

◎米田委員 そうは言われますけど、今も既に頑張ってイベントをたくさんやっているわけです。りぐる浦ノ内とか、NPO法人すさきスポーツクラブが頑張ってやっているんです。それを更にやって、これぐらいになりますと言われても、そうではないとならざるを得ません。非常に計画をつくるための甘い試算と指摘しておきたいと思います。

最後に、資料にいろいろな話し合いがありましたと書かれてはいますが、地域住民と書いてはいますが、例えば、平成28年の5月13日とか10月14日とか会議に出てきているのは、何人ですか

◎北村教育次長 基本的には、少人数でやっております。ただ、それぞれ浦ノ内湾の整備、活性化を検討する会議を代表するメンバーが集まった会議です。それぞれ会議ごとに違い

ますけど、基本的には10人以下の人数です。

◎米田委員 例えば、りぐる浦ノ内、浦ノ内湾の青壮年の方が頑張っているんです。でも、会は1人か2人しか出ていないんです。今、坂内地区で頑張っているボランティアをやっている方たちが、この10月14日の会以降4回会議をやっていますけれど、4回目に初めて大島地区の話が出て、10月14日からが大島地区もやりますという新規の計画なんです。それまでは、全部、坂内地区をどうするかという議論をやっているわけです。その流れからいうと、まともに住民への説明がない。住民無視と。この大島地区の話を聞いた、りぐる浦ノ内のメンバーの方たちが、無駄遣い、降って湧いた話、だまし討ち、やるのならせっかく整備した観覧席も実習棟なんかもある坂内地区を充実させるべきじゃないですかという意見もたくさんあるんです。出席していた人は大島地区にも坂内地区にも住んでいない人だと聞いていますが、これは公民館長1人でしょう。りぐる浦ノ内は1人か2人でしょう。須崎市も観光協会1人。そんなことを地元で話した、住民に説明しました、合意を得ましたと言っているんですか。大島地区は、十何年前にウォーターフロント計画があって、砂浜をつくって、遊歩道、プロムナードをつくって、親水エリアにしたんです。しかし、砂が流されて、砂浜が狭くなっているから、地域の人は砂を入れて、砂浜を広げてくださいと楽しみにしています。港湾・海岸課長にそう言うと、そういう要望は聞いておりますと言うけれど、県の土木部は、やるともやらないともまだ決めていないんです。大島地区への計画はやるけど、住民は砂浜を広げてと要望している、県の計画はそうではない、まだこれから検討する状況なんでしょう。

◎北村教育次長 基本的には、浦ノ内湾をどうやって活性化していくか検討する会の各代表の方が集まってお話をされています。その代表の方がどういう形でおろされるかは、基本的にこの事業自体は須崎市がやりますから、地元の調整については須崎市がリーダーシップを持ってやっていくと思います。これについては、須崎市から地域の住民代表の方には御説明をしています、漁協からの反対はありませんとお話を受けております。大島地区の代表の方にも、直接、副市長が行ってお話はされております。そこからは、これから須崎市が汗をかいていくところだと思っております。

◎米田委員 それはそうなんです。でも、そういう状況で、須崎市が財政を決定して突き進む、県と一緒にやることは問題。須崎市議会でも頑張っているんですが、住民の方々が要望した施設でもない。確かに代表の誰かが言ったかもしれませんが、でも、住民みんながそういう表明をしたわけでもない、十分な合意もできていない。そんな中で、確かに地元対策は須崎市がやるべきですけど、どんどん予算を組んで事を進めることについて、きちんと進めます、いろいろ意見も出ていますということ、一緒にやる県が助言すべきではないですか。

◎北村教育次長 こういう議論がある、意見も出てくることは、伝えさせていただきたい

と思います。ただ、須崎市が組織をつくって十分に検討されて、市長それから議会でも御説明されて、地域の活性化に向けてやっていきたい事業、スポーツ振興、観光振興につながる事業、これを支援していくのはやはり県の役割だと思っております。

◎米田委員 そうは言われますけれど、須崎市議会も、今議会初めて説明しているところなんです。今議会です。大島地区につくるのは10月14日の計画なんです。1カ月もするかしらないかのうちに、県はやりますと意思決定をした。あなたは、この間に住民の合意が結ばれていると確信ができたわけですか。住民の話し合いが十分できている思いがあったんですか。

◎北村教育次長 そこは須崎市から地域の代表の方にもお話をして、漁協からも反対は出ていないことを受けて、そういう須崎市の計画を受けて、県でも各部局にずっと話をしています。全く白紙の話ではなくて、坂内地区では既にやっていて、地域を拡大したい話ですので、一定の実績もあるわけですから、それを踏まえて、県としても意思決定をして、今後やっていきますということ。また、経緯に書いていますけれども、11月21日に県と須崎市が役割分担をして、それぞれの議会にこれから説明をしていきたいと思います。今後の対応を協議しました。そのあと、須崎市は市議会の協議会で事業の説明をさせていただきましたし、県としても予算を上げていくに当たり、事業の同じものをつけて御説明させていただきます。産振土木委員会では予算の説明、我々も参加させていただきましたし、この事業の計画も説明させていただきましたし、総務委員会で事業の計画、財政のあり方について御説明をさせていただきます。我々は手順を踏んで説明してきている、須崎市もそういう形で説明してきていると思っております。

◎米田委員 坂内地区で実績があるから、拡大しようかと単純に言われますけど、坂内地区で手伝っているボランティアのNPOすさきスポーツクラブは小人数でやっているところなんです。ここでカヌーとかの応援をしている人たちが、今、驚いているわけです。坂内地区のほうがいいじゃないですか、そこへ集中したらどうですかという意見を持っているわけです。こんな段階で事業をスタートすべきではないのではないですかと強く言っておきたいです。というのは、9月議会で、春野総合運動公園の芝の問題がありました。今議会はきちんと説明してくれたそうですけれども、私が言っていたみたいに、20センチで11センチを変えて9センチ残していたのを、上の2年前に入れた砂もよくないと、全部変えるようになったわけでしょう。今回も、県もスポーツツーリズムであれば、地域活性化であればという、口実はそのなんですけれど、来年の10月に間に合わすべしで、地元の合意もない中で突き進むべきではありませんと、一旦立ちどまって、もっと須崎市が地元の皆さんとの合意を強めてくださいと。本当に大島地区も一緒にいいかと話をやはりすべきではないかと思うんです。教育長、どうですか。

◎田村教育長 おっしゃるように、大島地区の計画が出たのは比較的新しいことで、唐突

感はあるかもしれませんが。なぜ大島地区かという、来年の国際的な選手も参加してもらえるような大会をするためには、やはりこれだけの環境を整える必要があるだろうと。これまで開催はできておりますけれども、どうしても坂内地区では、水質の問題があったこともあり、大島地区のほうがふさわしいと、環境を整えたいことがあったと思っています。あわせて、栈橋、カヌーコースも整備することによって、ここを本当に1大スポーツツーリズムの拠点にできる判断で計画ができたと思っています。何でそれだけ急ぐんだということなんですけれど、一つはその大会に間に合わせることもあると思いますけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えて、事前合宿の誘致をしたいとか、いろいろな附帯効果をできるだけ発現するためには、残された期間もありますので、できるものは急いでやるべきではないのかと思っています。確かにまだ十分な話が行っていない部分はあるかもしれませんが、しかるべき方、代表者の方には話もさせていただいている、最低限のことはやってきているのではないのかと思っています、広く御説明するのは、これから須崎市で対応していただく話だと思いますけれども。

◎米田委員 そうなのではないかといっても、それは代表の人に話してよしとなって、確かに反対は出なかったらしいです。だからといって、それでいいみたいな話を教育行政のトップがしてはいけません。もっと住民の意思と合意を大事にしないと。そういう発言の仕方はちょっと軽いのではないですか。

それと、僕たちが行ったのは12月7日なんですけど、確かに大島地区は坂内地区より水質が少しいかと思いましたが。ただ、地元の人が言うには、8月だと坂内地区も大島地区も五十歩百歩と話されていました。しかも、あそこは観覧席とかはないわけです。今からつくと、いろいろ協力してもらおうといっても、地元の人々の車をとめる場所はありません。幼稚園の土地を借りるというけど、何十台しか置けません。あのぐねぐねした道路へ置いたら大ごとになります。これからのことを考えた上でも、地元の人と十分話をして、大島地区がいいと納得してもらい、地域のためにやろうとならないと。今、まだそこまでいっていないんです。それは言っておきたいと思います。

◎依岡港湾・海岸課長 1点。大嶋海岸における地元からの砂を入れてほしいという御要望の件です。この件については、ことしの6月17日に正式に地元の住民会議とか浦ノ内公民館の館長から、須崎土木事務所に砂を入れてほしいと御要望は承っております。私どもとしても、今回、この大嶋海岸で測量と設計をしますので、その中で十分に検討して、砂をどのように入れたほうがいいのか、あるいは入れても効果がないのかも含めて、検討していきたいと考えております。現在は、干潮時には約10メートル程度あるんですけれども、石がごろごろしておったり、貝殻がむき出しになっておったりと状況は十分把握しておりますし、私も現地に行って確認しておるところです。

◎池脇委員 手続上のことで、地元の人と行き違いができていない感じが受けたんですが、

教育面においても、実際、高校でカヌーやボートのクラブをやっている、練習する場所とか、競技をする場所が非常に少なく、なかなか振興していない部分があります。高知海洋高校も海洋スポーツレジャー等の科目もあって、高知県の海洋をもっと生かしていこうと学校も整備されてきている。しかし、そこで遊戯をしたり競技をしたりする環境の場所が十分整えていなかった。そういう意味では、新しくこういう場所をつくることについては、大変いいことだろうと思います。特に、高知県を知っていただくということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の受け入れのセールスもしっかりやっていた。これはやる前提でないとできないわけで、せっかく海洋県でありますから、そうした面をしっかりPRできるようにやっていただきたい。その中で地元の方から砂浜の整地要望があったのですから、きれいな砂浜にしてくれというのであれば、しっかりしてあげたらいいんです。観光地にもしていこうというのであるから、調査をして、砂がたまるどうかかわからないみたいなことを言わないで、どんと砂を入れて、すごいというぐらいにしてあげて、ふだん競技がないときには、地元の方も砂浜で憩えるようなところをきちんと整地してあげればいいのではないかと思います。

あと、坂内地区、この場所等も充実してほしいということで、OWSの水質の問題は、そこはきちんと丁寧に御説明して御理解をしていただくしかないと思うので、これからしっかり住民の皆さんと丁寧な話し合いを持っていかれたらよろしいのではないかと思います。

いずれにしろ、非常に期間が限定された中での事業の推進ですから、慎重にすることは大事ですけれども、的確な進捗を図るべきだと思いますので、しっかり頑張ってください。

◎高橋委員 1点だけ。周辺の交通アクセスについても課長からお話があったんですが、トンネルが狭隘のようなお話を聞いたんですけれども。

◎葛目スポーツ健康教育課長 聞き取りの中で、宇佐方面から回ってくるには立目地区のトンネルが交差できないところです。道路課にもお話をさせていただいて、共通認識を持っております。今、別のルートから回れる話なんですけれども、そこは項目だけ土木部に伝えておりますので、今後はいろいろな面でやっていかななくてはいけないと思いますし、大きな大会になれば、駐車場のお話も出ましたけれども、例えばパークアンドライド方式とかを須崎市に伝えて、今後準備をしていかななくてはいけないと思っています。ただメッカを考えていますので、そのときだけではございませんので、これは情報共有させていただきたいと思います。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎桑名委員長 次に、「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調

査の結果について」、人権教育課の説明を求めます。

◎大西人権教育課長 それでは、文部科学省から発表されました平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におけます本県の結果について、資料に沿って説明をさせていただきたいと思えます。

総務委員会資料の報告資料、赤のインデックスがついております人権教育課のページをお開きいただきたいと思います。1 ページには、調査対象と、それから校種を記載をさせていただいております。項目については、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学、この 4 つの項目となっております。

それでは、2 ページをごらんください。まず、暴力行為の状況から御説明します。平成 27 年度の公立学校における暴力行為の発生件数は、①の表にございますように、小学校が 230 件、中学校が 388 件、高等学校が 44 件、合計 662 件となっております。平成 26 年度と比較すると全体で 74 件増加しており、また②の表になりますけれども、1,000 人当たりの暴力行為の発生件数の表をごらんいただきますと、本県は 9.2 件と、全国平均を大きく上回っております。この中で、特に小学校で、対前年 106 件増加をしております。

小学校における暴力行為の発生については、ここ数年増加傾向にございまして、全国的にも同様の傾向が見られておりますけれども、問題行動の低年齢化が進んでいると考えております。こうした児童生徒の状況として、人間関係の構築であるとか、感情のコントロールがうまくできないような児童生徒が暴力行為に至るケースや、指導を重ねても改善が見られず、暴力行為を繰り返すケース等が見られております。

続きまして、3 ページをお開きください。いじめの状況についてです。資料の①をごらんいただきたいと思います。平成 27 年度はいじめの認知件数については、小学校が 775 件、中学校が 392 件、高等学校が 144 件、特別支援学校が 4 件となっており、合計で 1,315 件のいじめを認知しております。

次の②の表をごらんください。1,000 人当たりのいじめの認知件数は 18.2 件と、昨年度より 8.8 ポイント高く、全国を上回る状況の認知件数となっております。このことから、各学校におきましては、いじめに関する校内研修やアンケート調査の実施に取り組む中で、いじめの認知が進んできたものと考えております。

続きまして、③のいじめの態様の表をごらんいただきたいと思います。小学校で最も多い態様としては、冷やかしやおどし・嫌なことを言われる。これについては、他の校種においても同様の状況となっております。次いで、小中学校では、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするものが 2 番目に多くなっており、高等学校では、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるものが 2 番目に多くなってきております。

4 ページの④のいじめの発見のきっかけをごらんいただきたいと思います。ここでは全

ての校種で、「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」が最も多くなっておりまして、⑤の日常的ないじめの実態把握のための方法、ここにおきましても、「アンケートの実施」が最も多くなっております。

次いで、5ページの⑥のいじめの現在の状況の表をごらんください。いじめの解消率は、合計の欄で解消しているが83.3%、一定解消して継続支援中が13.5%で、合わせて96.8%となっております。

なお、次の、いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取り組み状況に関する調査につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、6ページをごらんください。まず、①の不登校児童生徒数ですけれども、小学校が180人、中学校が609人で、合計で789人と、平成26年度と比べて、合計で4名不登校児童生徒数は増加となっております。

次に、②の1,000人当たりの不登校児童生徒数ですけれども、小学校で5.2人、中学校で34.8人、小中学校の合計では15.7人で、いずれも全国平均を大きく上回っている状況がございます。

7ページをお開きください。③の不登校の要因ですけれども、小中学校ともに「不安の傾向がある」が最も多く、次いで、「無気力の傾向がある」が多くなってきております。

④の不登校が前年度から継続している児童生徒数については、小中学校とも学年が上がるにつれ継続率が高くなっており、不登校が長期化する傾向が見られます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。高等学校の不登校の状況です。①の不登校生徒数の表をごらんください。公立高等学校の不登校生徒数は179人となっております、平成26年度と比較しますと85人の減少となっております。

次いで、②の1,000人当たりの不登校生徒数は13.9人で、前年度比が4.8ポイントのマイナス、また、全国平均を1ポイント下回っており、大きく改善をしているところです。

③の不登校の要因については、「無気力の傾向」が最も多くなっておりまして、次いで、「不安の傾向」が多くなってきている現状がございます。

④の不登校が前年度から継続している生徒数をごらんいただきたいと思っております。継続率は31.8%であり、記載はございませんけれども、平成26年度は51.5%であったことから、大きく改善をされております。

続きまして、9ページの⑤の中途退学・原級留置となった不登校生徒数の表をごらんください。不登校生徒の27.4%が中途退学に、8.4%が原級留置となっておりますが、いずれも平成26年度からの改善傾向が見られております。

続きまして、(5)の中途退学の項目をごらんいただきたいと思っております。

①の中途退学者数は全体で250名でして、これは平成26年度と比較して69名減少をしております。

②の中途退学率の（ア）公立学校については、中途退学の状況は平成 26 年度と比較いたしまして 0.4%の改善となっております。

10 ページをお開きいただきたいと思います。（イ）国公立学校における高知県と全国との比較では、本県の中途退学率は前年度比較では改善は見られるものの、全国的に見ると割合が高いことがわかります。

次の③の中途退学の理由としては、「もともと高校生活に熱意がない」や「就職を希望」が高い割合となっております。

このように、平成 27 年度の生徒指導上の諸問題の状況については、県立学校の不登校や中途退学率などにおきまして、一定の改善が見られました一方で、小中学校における暴力行為や不登校において、全国平均を上回る厳しい状況が続いていることや、暴力行為が低年齢化する傾向が見られるなど、依然として大きな課題を抱えていると考えております。このため、今後も引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、各学校において、外部専門人材を活用しながら、定期的に校内支援会を実施するなど、効果的な支援ができる体制を整えたいと考えております。また、保・幼・小・中間で子供の支援情報を引き継ぐなど、切れ目のない支援を行うための連携や、研修やOJTによる教職員の指導力の向上、さらにはアセスメントに基づく児童生徒理解や学級経営の改善に努め、各学校の生徒指導上の諸問題の改善に努めたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 大変細かく調査をされて、改善されているところもあれば、まだ高どまりの状況もあるところで。こういうデータをとったら見えてくるものはあるので、すごく大切なことと思うんですけども。中学生になったときに不登校が多い要因は何か分析しているのでしょうか。

◎大西人権教育課長 中学生で、特に中1の段階から不登校が急激にふえているところがございしますが、これは一つには、中1ギャップといわれる小学校と中学校の文化の違いに子供たちの戸惑いが見られている。その結果として、不登校が多くなる傾向があると分析しております。

それとあともう一つ、中学校において、それまでの小学校での教員のかかわりと中学校の教員のかかわり、また教科担任制等のこともございしますので、学校の状況の変化も要因ではないかと考えております。

◎横山委員 先ほど言った中1ギャップの問題を早急に解決していかなければいけないと思いますし、また取り組んでもらいたいと思います。

それといじめのことです。学校が積極的にアンケートであったり、学級担任が発見して、

すぐさま報・連・相をしているんでしょうけれども。こういうことを、さらに県教委の課長や、各皆さんが現場を理解して、ささいなことを見逃さないようにしないと、悲惨なところにつながっていくんじゃないかと。今やっとすぐに報告することが、尊いこと、一番大事なこととなってきたら、これをさらに皆さんが現場を後押しして、本当にすぐに報告を回してくれと、手前で解決しようと、一丸となったいじめ対策をぜひとも後押ししていただきたい。大変評価すべきと思いますので、またよろしくお願ひし、要請しておきます。

◎三石委員 暴力行為から始まって、いじめ、不登校、はっきり言って、本当に数字で見たらぞっとする。ちょっと外れますけど、十数年前から大人が犯す犯罪、事件、本当に信じられないことがもう日常茶飯事です。そう思いませんか。切り刻んで、埋めたり焼いたり、親が子を殺したり、子が親を殺したり、子供同士が刺したり、こんな事件が年々ふえてきている。実際、統計を出したら、凶悪犯とか何とか、分析もできると思う。本当に毎日のように起こっています。もとをたどっていけば、やはり生まれてからのことがずっと関係しています。2ページの暴力行為の発生件数を見てください。小学生が対教師暴力、先生に対して暴力を振るう。生徒間暴力ももちろんですけど、器物破損、普通じゃないです。児童がたくさんいる前で先生が暴力を振るわれる、たたかれる、暴言を吐かれる。それをそのままにしておいたら、周りの児童は見ていますから、次からもうその先生は指導できないです。群を率いるリーダーが、こてんぱんにやられたら群れを率いることができない。例えば悪いかもしれないけれども、これは一番端的な例えと思う。先生も自信がなくなって指導できない。こうしたら見逃していくわけです。暴力を振るう生徒に何も注意できなかったら、ほかの子に対して注意をしても、何で暴力を振るう子に注意できないのに、私らを注意するののかとなっていくから、ますます先生も萎縮して指導ができない。親からも言われる。こんなことの繰り返しです。特に高知市なんか、目に浮かびます。小学校へ入ってきた1年生のときから椅子に座らないで動き回っている児童は、どのぐらいいるんですか。そういう児童が中学校へ入ってくるわけです。これは、はや1年の段階からだめです。愛宕中学校なんか、中学校1年生の段階で、今はずたずたです。学年主任1人が踏ん張ったって、学校経営はできない。小学校の段階でずっとこう来るから、中学校へ入っても一緒です。そうなってくると、学校が荒れると、学校へ行きたくなくなるんです。本当に勉強したい、まともにやろうという子が、学校へ行きたくなくなる。そしたらどうなるかという、不登校になっていき、いじめも見逃すような悪循環になっていくわけ。いろいろ言うまでもなく、皆さんどうしてかはわかると思うけれども、はっきり言って、これは、1日、2日で直るようなことではない。もう一遍、戦後の教育について、分析もいろいろ、提言もされているけれども、本当にこれでよかったのか、このままでいくのか、考えて真剣にやっていかないと、これから先、大変なことになります。そのあかしが犯

罪。見てください、本当にこの国はどうなるんですか。そういうことを感じる。確かに分析はきちんとできているけれども、これをどう生かしていくか。今までも取り組みはされています。家庭が大事だと。家庭教育、地域の教育、保育園・幼稚園・小学校との連携、小学校と中学校の連携、中学校と高等学校の連携、もう本当に取り組みはしているけれども、なかなか成果が上がらないじゃないですか。そこらあたりの原因は非常に難しけれども、どう思いますか。

◎大西人権教育課長 今、三石委員が御指摘されたように、非常に暴力行為の現状、不登校の現状、厳しいものがございます。改善していく上で、やはり早期発見と早期対応がまだ十分ではないと感じます。これまでやってきた取り組みはさらに前へ進めていきながら、特に、保育所・幼稚園からの情報の引き継ぎ、小学校・中学校での情報の連携に基づいて、事案が発生した段階で早期に対応すべく、校内支援会を中心として、組織で役割分担をしながら、その子の暴力であるとか、欠席がちな状況の背景に何があるのかをしっかりと見立てた中で、対応・支援を行える仕組みを定着させていくことで、改善を図っていきたいと考えております。

また、小学校の対教師暴力については、子供同士のいざこざが生じたときに、教員が割って入って、手足を蹴られた事例がかなりございます。そういう状況の中で、対教師暴力の多さも非常に目立ちますけれども、教員側の介入の仕方もまた見詰め直していかなければならないと考えておるところです。

◎三石委員 原因がどこにあるかはもうわかっているはずですが。どういう指導をしないといけないかもわかっています。はっきり言って、それをいかに実践するかしないかです。子供にもいろいろありますけれど、本当にいけないことはいけないと教えるところは教えてやらないいけないです。十の教えじゃないですけども、子供は大人と違いまだ未熟ですから。そういうことをきちんとやらないと、子供が不幸になってくる。これも私が言わなくとも十分承知しているから、もうこれ以上のことは言いませんけれど。本当にこのままで行ったら大変なことになる。高知県だけでなく、全国的にもうすさまじい。この事件、本当にこんなことがあっていいんだろうかと思う。この不登校だって、見てください、789人です。高知市内の中学校でいうと、西部中学校よりまだ大きい学校が1校消えてないぐらいになる。本当に今までの取り組みをさらに1件1件分析して実践していただきたいと思います。

◎金岡委員 先生方は物すごくいろいろな経験をされておるとは思いますけれど、私もいじめとか不登校、いろんなケースにかかわってきました。やはり一番大事なのは、先生と親、親同士のまずは信頼感、それから生徒とももちろん信頼感、一番そこら辺がないと情報の共有が早くできないんです。そこが早くできれば、解決も早いことになろうと思います。そうした中で、非常に心配するのは、教育委員会の不祥事が多過ぎる。そうすると、恐ら

く御父兄は信頼しなくなる。次に御父兄を見ると、今度は子供たちも同じように、先生を信頼しなくなりますので、どんどん逆の相乗効果をもってふえています。ここにいろいろ分析はされておるんですが、子供がどうだとか書かれておるけれども、先生がどうなのかも一つ考えないと、よくなりません。いかがですか。

◎大西人権教育課長 私どもも今回の問題行動調査の中で、要因を、子供たちの背景にある子供たち側の要因、学校教師側の要因、家庭・地域の要因という形で分類、分析しています。委員がおっしゃられた学校の要因では、子供たちと教員との関係性をうまく構築できていないとか、学級経営のあり方とか、子供自身ができている部分、そういうことを認めることの弱さ、また、先ほど三石委員がおっしゃられましたように、規範を教えることの課題とか、いろいろ分析しています。そして、次にどういうことが必要かを対応策として考えていくべく進めているところです。

◎金岡委員 もう一つ、こんな話もありました。恐らく、高知市内の学校でかなり厳しい状況に遭って、もう精神的にもかなり追い詰められた先生方が私どもの町の学校へ来ています。私どもの学校へ来たら、二、三年するとまたよくなる状況の先生もたくさん見えました。何を言いたいかというと、ちょっと不適格と言われる先生方もたくさんいらっしゃいます。これはもうだめじゃないかという先生方もいらっしゃいます。この郡部の学校へリハビリに来るのではなくて、それぞれの学校できちんと先生方を育てていただきたいし、やってもらわないと、我々のところも小学校・中学校ですから、先生のリハビリの学校ではないですから。きちんとしていただかないと、先生方の不祥事もふえる、子供たちも悪くなる悪循環をもたらします。特に、今、チーム学校とやっていないですか。不祥事が起こったときはその学校できちんと対応、解決もしていただくことによって、先生方への信頼関係も生まれているのではないかと思います。そこら辺、いかがですか。

◎田村教育長 教職員の不祥事の問題については、小中学校課長からも御報告させていただきましたけれども、我々としても非常に深刻に受けとめています。管理職、校長はそういう話は折々にされているんです。事件を起こした教職員もそれをわかっているんです。わかっているがやるところにちょっと根深さがあるって、結局、知識でわかっている、本当に心の中でわかっていないところがあるので、日ごろから言っていくのは最低限の話として、本当に心からそのあたりを、前から聖職とも言われている教職員たる自覚をいかに受け入れている。それはもうあらゆる場面で我々も言っていないといけないし、学校でもお互いの教員同士の中でも話がされるように、学校文化をつくっていくと、通知を出したり訓示的なことをやったりではどうも効果がないような感じもしていますので、そういうことは最低限やりながら、本当に心に届くような話を教員同士がお互いにできるような形に持っていくといけないのではないかと思います。こういったことに対

しての指導については、まさにチーム学校で取り組んでいかなければならないと思いますし、取り組みの中でお互いに経験も積んで、こういう問題に対してこう対応できると、先輩から後輩が学んでいくことを通じて対応力をつけていってもらいたい。我々としても、場面も設けるし、いろいろな形での研修、サポートは県教育委員会としてもやっていきたいと思っております。

◎**金岡委員** なぜこんなことを言うのかというと、事務職員の不祥事がありました。あのときに高知新聞に出て子供たちにあつという間に広がっていました。そうすると、子供たちはそういう認識をしてしまう。ですから、申し上げておるわけですが、今後ともよろしくをお願いします。

◎**池脇委員** 1点だけ。いじめについてですけれども、ここで、「いじめアンケート」を実施して、高い水準でいじめが認知されていると。一方、教職員間の情報共有や授業や学級活動等での児童生徒の観察等に組織的に取り組んでいる学校もあり、ほとんどのいじめに対して比較的軽微なうちに対応できており、解消率も高くなってきていると。並列的に書いておりますけれども、実はこれは矛盾しているのではないかと思います。教師のいじめに対する認知力が低下してきているから、生徒に対するいじめアンケートによって認知率が高まってきているんだと捉えるほうが、本質的ではないかと思います。あそこは逆の捉え方をしているので。ここに取り組む姿勢の甘さが出てきているのではないですか。教員は精いっぱいやって、解決できていますと表現してはいますが、それなら生徒のいじめアンケートで認知度が高まるわけがない、低くならないといけない。だから、ここは少し表現が違うのではないかと思います。先生方のいじめに対する認知力がかなり落ちてきている認識は持つ必要があると思います。それをどう高めていくかをチーム学校内でしっかり議論をしてやっていかないと、生徒からアンケートをとると「えっ、あの子もいじめられていたの」という発見が出るようではいけないのではないかと思います。その点はしっかり考えて、今後の取り組みの対策を立てていただきたいと思いますが、いかがですか。

◎**大西人権教育課長** 委員のおっしゃるところ、教員の認知度が高まるのが不可欠と思っております。ただ、アンケートについては、補助的な手段と考えております。日々、子供たちの表情とか行動をしっかりと見ていく中で、気づいていく。子供の話を聞く中でしっかりと認知していく。研修等の中で、教職員の認知度、解決力を高めるようやっていきたいと思っております。

◎**桑名委員長** 学力も体力も上がってきておりますけれども、ただ根底がまだまだ荒れているのは残念です。各委員の皆さん方が言ったことも踏まえて取り組んでいただきたいと思いますが、今、小さいことを子供に注意できない状況になっているのではないかと思います。自分のことになって恐縮ですけど、私は小学校・中学校・高校・大学と高知県で

は教育を受けていないんですけれども、ずっと転校していたのですが、小学校は3つ行って、高校も2つ行っているのですが。高知県に帰ってきて、今議員としていろいろな学校を回ったときに、例えば高校・中学校で制服がきちんと着れている子供はいないんです。制服のホックを外しているんです。スポーツ大会の表彰式に行っても、外れているんです。クラブの先生も注意しない。一番大事なきちんとした服装をするところからもう乱れきっている。そういったことを生徒に注意して、「このホックなんて何の意味があるんですか」と言われたときに、答えられないから先生は注意できないと思うんです。でも、ホックをするかしないか、これはネクタイも一緒です。大人は何でネクタイをするんだって言ったら、ファッションでも何でもなくて、私は相手に対してきちんとした礼儀をとっているんですと、きちんと私はあなたに対応しますというのも、意味はないんですけども、ネクタイがある。ホックもそうだと思うんです。人に接するとき、先生に接するとき、授業を受けるときは、きちんとした形でやりましょうということで、「ここを閉めろ閉めろ」と私はすごく言われてきたんです。私が高校生のときなんか、ホックを外して歩いていたら大変な状態だったんです。そういった小さいことを注意することで、どんな時代、どんな学校でも絶対に不良になる人はいるんですけれども、そのところできちきち押さえていったら不良になり切らないんです。いつも先生に胸を押さえられて、「ホックやれ、ホックやれ」と言ったときに、変な格好したら、今度は学校やめさせるぐらいのつもりになったら不良になり切らないんですけれども、そういう小さいところから見逃していくところに、最後はこんな大きな問題が起こっているのではないかと考えています。特に、スポーツでいい成績を上げているのにもかかわらず、スポーツ大賞のときにホックを外している生徒が結構います。それは相撲部とかレスリング部で首が大きくて制服が合わないのは別ですけども。そこら辺はやはり正式なところに行くとき、そしてまた授業でもし苦しかったら脱がせばいいんです。でも、自分たちが視察に行っても、ほとんど100%外していますから。そういう小さいところを見逃さない教育をしていけば、大事に至らないと思います。そんなことからこつこつやっついていかないと、大きな問題が起こって、これに対してどうかっていっても、それはもう根底から崩れているわけですから。そういったことを子供のときから教育していけばいいんじゃないかと考えています。本当に学力も、体力も上がっておりますので、あとは生活面をきちんとすること、これが大きな問題だと思いますが、責任を持ってやっていただきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

それでは、10分間の休憩といたします。再開は15時30分とします。

(休憩 15時20分～15時30分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎桑名委員長 次に、警察本部について行います。

最初に、議案について、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、会計課長、交通部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎上野本部長 それでは、警察本部提出の予算議案及び条例議案について御説明します。

最初に、第1号、平成28年度高知県一般会計補正予算（所管分）についてでございます。お手元の資料①平成28年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の4ページになります。ごらんいただきますでしょうか。

本議会でお願している補正予算の見込み額は、款14警察費、項1警察総務費の欄に記載の1億9,478万2,000円の減額となっています。補正の内容は、人件費のみで、減額の主な要因は、共済費の大幅な減によるものです。

次に、債務負担行為の補正についてです。資料11ページをお開きください。中ほどに、運転免許窓口事務委託料がございます。これから下の3項目、総計で2億2万円の債務負担行為をお願いするものです。各事業の詳細については、後ほど会計課長から説明させます。

次に、第10号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について、御説明します。お手元の今度は資料③高知県議会定例会議案（条例その他）の6ページをごらんくださいませ。下から7行目になります。第10条及び第11条のところ、警察職員の給与に関する条例の一部改正になっております。本議案は、高知県人事委員会の平成28年10月19日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものであります。具体的な内容については、総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略をさせていただきます。

次に、第16号議案、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案についてです。こちらはお手元の資料④平成28年12月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）になります。この3ページの中ほどをごらんいただければと思います。本議案は、道路交通法の一部改正により、75歳以上の者が認知機能が低下した場合に起こしやすい一定の違反行為をした際に、臨時に認知機能検査を受けることが義務づけられることから、新たに当該検査等に係る手数料を徴収することとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許が設けられることから、新たにこれらの免許に係る運転免許試験等の手数料の額を定め、あわせて道路交通法改正に規定されている運転免許等に関する手数料が一部改正されることに伴い、必要な改正をしようとするものです。施行日は、道路交通法及び同施行令の施行日である平成29年3月12日としています。詳細につ

いては、後ほど交通部長から説明をさせます。

私の説明は以上です。

〈会計課〉

◎桑名委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。

◎川村警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②平成28年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づき御説明させていただきます。197ページ、公安委員会補正予算総括表をお開きください。12月補正予算見込み額は、総額で1億9,478万2,000円の減額です。

次に、198ページをお開きください。補正予算の内容は、項1警察総務費、目2警察本部費、右説明欄に記載のとおり、人件費です。金額については、給料が6,561万4,000円の減額、職員手当が1億544万円の増額、共済費が2億3,460万8,000円の減額となっております。人件費補正の主な理由としては、今議会に上程しております警察職員の給与に関する条例改正案に係る勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもの、及び、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更などによるものです。

なお、減額の大きい共済費について、具体的に説明させていただくと、共済費の中に追加費用の名目で現行の公務員制度の施行以前に採用され、以後に退職された方の恩給制度に基づく期間の年金については、恩給期間分を共済加入期間とみなすとの政令によりまして、地方公共団体が補填しておりますが、その負担金率が県警の場合、警部補以下で、昨年の38.5%から本年度18%、警部以上一般職で34.2%から16%と大幅に減額されたことにより、2億3,547万3,000円の減額補正となっております。

次に、債務負担行為を説明させていただきます。199ページをごらんください。今回お願いしております債務負担行為は3つの事業となります。1つ目の運転免許窓口事務委託料の3,374万2,000円は、運転免許センターや各警察署における運転免許証の更新や再交付などの窓口業務を委託するもので、2カ年の契約を予定しております。2つ目の調理業務委託料3,910万8,000円は、警察学校における給食の調理業務を委託するもので、2カ年の契約を予定しております。3つ目の自動車保管場所調査事務委託料の1億2,717万円は、車庫証明の現地調査を委託するもので、3カ年の契約を予定しております。いずれの委託業務も県民の利便性、業務の効率化による職員の効果的運用が図れるものであり、平成29年4月1日からの契約を予定しており、契約までの準備期間などを考慮して、今回の補正予算でお願いするものです。

以上で、補正予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。

〈交通部〉

◎桑名委員長 続いて、交通部長の説明を求めます。

◎岡崎交通部長 私からは、第16号議案、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条

例議案について御説明します。本条例の一部改正は、来年3月に施行されます道路交通法の改正と関連しておりますので、まず法の改正概要について、簡単に御説明します。

お手元の警察本部のインデックスを張った説明資料の1ページをごらんください。来年3月に施行されます道路交通法の主な改正内容は、大きく分けると、1に記載の高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備と、2に記載の免許の種類等に関する規定の整備の2点です。

まず、1点目の高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備について、御説明します。近年、全国的に75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数や交通死亡事故全体に占める割合が増加するなど、高齢運転者に係る交通事故情勢は極めて厳しいものとなっており、高齢の免許保有者が今後さらに増加することも踏まえ、高齢運転者による交通事故防止のための法改正がなされたものです。高齢運転者対策の推進に関する改正内容は大きく3つです。

まず、(1)の臨時認知機能検査と臨時高齢者講習が新設されます。今回の改正により、75歳以上の運転者が、認知機能が低下した場合に起こしやすい、信号無視等の一定の違反行為をした際には、臨時に認知機能検査を受けることが義務づけられますとともに、同検査により認知機能の低下が認められた場合は、新設されます「臨時高齢者講習」を受講しなければなりません。

次に、(2)の臨時適性検査制度の見直しについてです。現行制度では75歳以上の運転者が、免許更新時の認知機能検査で「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された場合は、その後、信号無視等の一定の違反があった場合にのみ、医師の診断が求められておりますが、新制度では記憶力・判断力が低くなっていると判定された方全員に医師の診断が義務づけられます。

最後に、(3)高齢者講習の合理化及び高度化についてです。現行制度では70歳以上の高齢者は、免許更新時に高齢者講習を受講していただいておりますが、改正後には75歳未満の方や75歳以上の方で、認知機能検査の結果、記憶力等に心配がないと判定された方に対する高齢者講習については、講習時間が短縮され、講習内容が合理化されます。また、認知機能検査の結果、記憶力等が低くなっている、記憶力等が少し低くなっていると判定された方に対する講習は講習時間が延長され、その内容が充実されます。

次に、改正の大きな2点目は、2に記載の免許の種類等に関する規定の整備についてです。本改正の主なものは、(1)記載のとおり、準中型免許が新設されるものです。最近の交通事故情勢を見ますと、貨物自動車を中心とする車両総重量のより大きい車両が一般的な乗用自動車に比べて死亡事故の発生頻度が高いことや、中型免許の取得可能年齢が20歳以上であるため、高校卒業後間もない方が中型免許を取得できず就職に影響を及ぼしていることから、運転経験年数を問わず18歳から運転が可能な準中型免許を新設するもので

す。

以上が、道路交通法の改正概要です。

続きまして、高知県警察手数料条例の一部改正について、警察本部説明資料の2ページの資料で御説明します。ただいま説明しました道路交通法の改正による高齢者講習の内容の合理化や高度化、さらには準中型免許の新設により、高齢者講習手数料や免許取得に係る試験手数料等の高知県警察手数料条例の一部を改正するものです。

2に、主な手数料の改正内容を記載しております。(1)は、高齢者講習関係についてです。アは、75歳以上の方が免許更新時に受ける認知機能検査の結果に基づいて、高齢者講習を実施しておりますが、高齢者講習の合理化・高度化により、認知機能検査の結果が、記憶力・判断力が低くなっている方と判断力等が少し低くなっている方は表記載のとおり講習時間を延長しますとともに、講習内容を充実させます。また、同検査の結果、記憶力等に心配がない方は講習時間を2時間に短縮し、合理化を行います。各手数料は、表に記載のとおりです。

次に、イは、70歳以上75歳未満の方に対する高齢者講習についてです。この講習も合理化し、講習時間を2時間に短縮し、手数料を減額するものです。

次に、ウは、法改正により臨時高齢者講習が新設されますことから、同講習の手数料を規定するものです。

続きまして、(2)準中型免許の新設に伴う試験手数料についてです。表に記載のとおり、準中型免許の試験手数料は大型免許及び中型免許と同じ枠組みで規定するものです。

その他、本資料には記載しておりませんが、議案書及び議案説明資料に記載のとおり、準中型仮免許試験手数料、再試験手数料等の各種手数料を定めることとしております。ただいま御説明しました、それぞれの手数料の額は、道路交通法施行令で定められた手数料と同額としております。

本条例の施行日については、改正道路交通法の施行日に合わせ、平成29年3月12日とするものです。

私からの説明については以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 手数料条例の件ですけれど、高齢者が、講習を受けるに当たって検査しないといけません。検査は自分で病院を探してするわけよね。診断書ももらわないといけないと思うんですけれど、費用が大分かかりますよね。

◎岡崎交通部長 この高齢者講習は病院でやるのではなくて、免許更新を受ける方が事前に県下に11あります指定自動車学校へ申し込んで高齢者講習等を受けていただくこととなります。その手数料が今回変わること、条例の改正をお願いしているものです。

◎米田委員 わかるんですが、認知機能検査は本人負担でどこかの病院でやるのでしょうか。

◎岡崎交通部長 いや、病院ではやりません。

◎米田委員 わかりました。イの講習時間の短縮で手数料が安くなるのはいいと思うんですが、アの講習時間のわずか30分の延長で、手数料が1.5倍になるのはちょっと上げすぎで、今の高齢者も大変ですから、もう少しこの時間に相当する上げ方をしないとイケないのではないですか。

◎岡崎交通部長 先ほど説明しましたとおり、この金額については、道路交通法の施行令で標準が一応示されております。その標準に沿った形で、金額を減額、増額等々しております。

◎米田委員 世間で考えたら理屈が余り通りません。30分少なくなって4,650円でいくのに、30分ふえただけで二千何百円上がるんです。おかしいと思いませんか。

◎岡崎交通部長 あくまでも、施行令に定められた金額に基づいておりますので、結局いろんな費用等々が要りますので、時間だけの問題ではないのではないかと思います。

◎横山委員 条例議案の本筋から外れているかもしれないけれど、高齢者ドライバーのことを少しお聞きしたい。高齢者講習は、金額とか時間とかはもう省令で決まっていることなので、講習時間を短くするのはいいと思うんですけども、記憶力とか判断力が鈍っているのに1時間延ばして講習で対応できるんでしょうか。率直な疑問として。

◎岡崎交通部長 現行制度では、高齢者講習を受講されて、一定の基準に達した方についても免許の更新はできておりますし、その後、信号無視等の認知症の方が起こしやすい違反を起こした場合に、改めてこの講習も受けていただく必要があるという状況です。それで改正法では、免許更新を受ける際に高齢者講習を受けていただいて、その中で一定の基準に達しない方については、場合によったら取り消しになるかもわからない臨時適性検査を受けていただくこととなりますけれども、制度が変わってくる中で、違反をその後起こした方については、さらに臨時に認知機能検査を行ったり、検査の結果、その機能が低下しておれば、さらに臨時高齢者講習を受講していただくと制度が厳しくなってくる状況です。なかなか複雑ですけれども。ですから、従来は70歳以上75歳未満の方も一律に3時間の講習、現行受けていただいておりましたが、75歳までの方は2時間に短くし、合理化しましょう。しかしながら、75歳以上の方で認知が少し進んだ方については時間を3時間に延ばして、より実車指導であったり、もろもろの指導をするため延長されるものと理解しております。

◎横山委員 高齢者ドライバーは皆、講習を1回受けて、判断力が下がっていると3時間の講習になる。それで免許更新して運転している間に、もし信号無視だとかあれば、またもう一回その検査を受けることが、今回新設されたことなんですか。

◎岡崎交通部長 基本的にそうです。一度そういう認知機能検査を受けて更新をされた方が、起こしやすい違反をした場合には、新たに臨時認知機能検査を受けていただく必要が

出てきます。これは新制度です。臨時認知機能検査を受けて、その結果、前回受けた認知機能よりも下がっておれば、臨時高齢者講習を再度受けてもらう、それも新しいものでふえてきます。

◎三石委員 1点だけ。警察学校の調理業務委託料の説明がありましたけれど、どういう業者で、どういう内容なのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

◎川村警務部参事官兼会計課長 県の警察学校の給食の調理業務委託については、給食の提供が必要になっております。高知県の行政改革プランで、職員の効率的運用とか、人件費の削減を図るために、平成20年度から民間業者に委託を開始しております。業務の内容については、調理、盛りつけ、配膳、食器の洗浄等を行って来ております。なお、献立の作成については、県警の栄養士が行っている状況です。

◎三石委員 警察学校の学生から、もう少しおいしいものを食べさせてほしいとか、不満足の声はないですか。

◎川村警務部参事官兼会計課長 量も非常に多いと思っておりますし、味についても以前よりはよくなっていると話も聞いております。

◎三石委員 生命と社会秩序を守ってくれる警察学校の生徒ですので、おいしいものをたくさん食べさせてあげて、ぜひ待遇をよくしてあげてください。

◎桑名委員長 以上で、警察本部の議案を終わります。

続いて、警察本部より、1件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

最初に、報告について、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、警務部長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎上野本部長 このたび発生しました、本県警察官による飲酒運転事案について、当事者の処分を実施しましたので、御報告します。お手元に配付しました先ほどからの説明資料の3ページ目、飲酒運転に係る懲戒処分の実施についてと題するページをお開きください。

警察本部に勤務しておりました30歳代の巡査長の階級にある男性警察官が、本年11月26日、飲酒の上、自家用車を運転し、幡多郡黒潮町で自損事故を起こした事案につき、12月8日、道路交通法違反と信用失墜行為で免職の懲戒処分としました。

警察官が、このような重大な非違事案を引き起こしたことは、まことに申しわけなく、委員の皆様を初め県民の皆様に深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

なお、詳細については、警務部長から説明をさせていただきます。

◎桑名委員長 続いて、「懲戒処分の実施について」、警務部長の説明を求めます。

◎吉田警務部長 事案の概要について、御説明します。

先ほどの資料の3ページをごらんいただければと思います。行為職員は、警察本部の警

察官で30歳代の巡査長であります。処分理由は、当該職員は、平成28年11月26日午後11時45分ごろ、高知県幡多郡黒潮町佐賀3545番地10西方約100メートル付近道路において、酒気を帯び、呼気1リットル中に政令数値以上のアルコール分0.4ミリグラムを身体に保有する状態で、自己所有の普通乗用自動車を運転中、ガードパイプと衝突する物件事故を起こし、もって道路交通法違反を起こし、さらに、同行為により公務の信用を失墜させたものです。

本件は、11月27日午前0時に事故を起こしている状態を目撃した通行車両の運転手からの110番通報を受理し、所轄警察官が現場に臨場して認知しました。警察本部交通指導課が事件捜査の引き継ぎを受け、所要の捜査を実施した結果、酒気帯び運転違反事実を認定し、12月8日、道路交通法第6条第1項、酒気帯び運転等の禁止違反で高知地方検察庁に送致しております。処分については、飲酒量と公務員としての行為の悪政が強く、また信用失墜の程度も高いため、免職は逃れられないと判断し、本年12月8日、懲戒免職の処分をしました。

県警察におきましては、官民を挙げて飲酒運転根絶の運動を展開するさなか、本事案が発生したことについては、極めて遺憾であり、大変重く受けとめている次第です。本件発生後、非違事案防止のさらなる徹底について全職員に指示したところですが、今後におきましては、県民の皆様からの信頼回復に向け、職員一同、職責の重さを自覚するとともに、非違事案防止を徹底してまいります。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎高橋委員 先ほどの説明で、午前0時ごろ通行車両からの連絡というお話であったんですが、運転手はどういった状況であったのか、もう少しその辺を詳しく教えていただきたいと思います。

◎依岡主席監察官 まずは本当にこのような事案が発生させてしまいまして、県警の非違事案防止に携わります首席監察官として、改めておわびを申し上げます。今後、再発防止を徹底してまいります。

事案の概要の状況ですけれども、黒潮町のやや下りの大きな右カーブで、車は左のガードパイプに接触して、前部、車の前を大破する形で道路上へとまっておった状況です。後方から通行車両が入ってきまして、その方々がとまってくれまして、次の事故防止対策をしていただいていたと。それで本人は車を衝突させたときに、携帯電話を車の中で紛失しておりまして、自分で通報ができない状態で、すぐに後続車の方が携帯電話で110番通報していただいて、警察で認知して現場へ臨場した状況です。

◎高橋委員 非常に残念な事犯なんですけど、我々の県民の会でも皆で、この事案について、せんだって協議もしたところなんですけど、けさの新聞にも出ていますように、一般の県民

からも、問い合わせであったり、私自身の考え方等についての指摘もあったところなんです。今回、総務委員会の委員の私と橋本委員に事前に御説明もいただいて、公表しない旨についての御説明もあったところなんです。御案内のように、知事部局も、教育委員会も、それぞれ公表している。警察庁からの通達といったもので逮捕案件なら公表をするんだけど、こういった事案については公表しない旨の説明があったんですが。新聞にも書いていますように、非常に規範意識を求められる警察官で、私が特に気になったのは、現場の警官の皆さんが名前を出すべきだと記事が指摘していますが、事実とすれば非常に重い意見だと思うんです。フェアかフェアでないかになりますと、警察官だけ懲戒処分になった折に名前を出さないことになるとアンフェアです。我々県民は警察官に非常に大きな信頼も置いていますし、まして現場の一線で捜査に当たっている警察官の方々の思いが、名前を出すべきだということが事実なら、このことが当たり前の意見だと思うんです。ましてや警察官が懲戒処分になる。この事案のように飲酒運転で事故を起こす。あつてはならない事件を起こして、それで逮捕に至ってないので、その名前を公表しないことは、やはり県民からの信頼を失います。あつてはならないことなので、しっかり公表して、今後こんなことをもう二度と起こさない体質をつくっていくことに徹していかないと、これからの士気も上がりません。士気を上げるとすれば、県庁の職員あるいは教育委員会の職員も皆、公表しているんですから。他県は知りません。しかし、高知県は公表することできる以上は、やはり県警察本部もこのことに倣ってほしいと思いますし、そういった意見の県民の方が大多数ではないかという思いがしますので、意見を述べさせていただきます。このことについて、県警本部長にお伺いします。

◎上野本部長 今回の飲酒運転の事案については、本当に申しわけなく思っております。県警察全体として、交通事故の抑止に努めていく中で、また飲酒運転が引き起こす重大な結果を十分認識して、県民の皆様にも厳しい取り締まりをさせていただいている中で、取り締まりをすべき警察官がこのような事故を起こしたことは本当に遺憾でして、大変反省するところが多いと存じております。

今、委員からも御指摘ありました、県庁では公表しているではないかということは重々承知しております。処分について、どの程度具体的に発表するかは、事案の重大性、他方、処分される人のプライバシーとか、利益もやはり一定あるわけですから、比較をして決めることになろうと思っております。懲戒処分をどう考えるのかにもつながってくると思いますが、職員の非違行為を正して再発を防ぐことが主たる目的であると理解しております。そういうことを考えたときに、実名を公にして職員個人を非難にさらすことは、非違事案の発表の際に必須のことであろうかと考えました。警察では原則として実名を公表しないと。逮捕事案は逮捕の時点で公表しておりますから、別なんです。実名を公表しないでやっていると判断をさせていただいたところなんです。もとより、実名を公表するかどう

かの有無にかかわらず、処分は厳正にさせていただきました。また組織として、県民の皆様、あるいは議会の皆様におわびを申し上げ、再発防止に取り組むことは真摯になされるべきものと思っております。このような非違事案の根絶に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

◎高橋委員 匿名での発表が、警察力の強化であったり、あるいは捜査をする折に士気も含めて上がるのならいいと思うのですが、逆に何かの事犯の折に取り調べの警察官が、あんなたちは隠蔽体質ではないかと言われたときに、返す刀がないです。やはり士気も含めて全体の捜査能力は上がることでないと、今度の結果は非常に残念です。あつてはならない事犯。その中で、県警察本部だけが、懲戒処分になった職員をかばう必要がどこにあるんですか。もう一度、部長の御見解を。このことによって警察力がどこで上がるのか、説明していただきたいと思えます。

◎上野本部長 今回の処分では、実名は公表しませんでした。ただ、そのことが事案の究明とか、処分の重さに影響したことはございません。厳正な調査の上で、本件の職員には免職という最も重い処分を科しておるところです。実名を出すか否かにかかわらず、こういった非違事案に対しては反省教訓として、職員一同襟を正してまいりたいと思えますし、このことで職員の間にも動揺があつてはいけないと思っております。被疑者などに対して強く言えなくなるのではないかという御指摘、大変重く受けとめておりますが、かといって今回の職員個人の実名を出して批判にさらすことが、全体の比較考慮の中で適切かどうかと考えまして、今回は公表しない判断をさせていただいたものです。

◎高橋委員 最後に。現場の警察官の声をどう反映するかについて、この事案について現場の警察官がどのような認識でいるのか。どのように把握されているかお聞きしたい。

◎依岡首席監察官 現場の警察官の反響については、監察部門を置きまして、いろいろ調査、聞き取り、各所属長を通じた形で聴取もして、士気が落ちているのか落ちていないのか、どういうことが出てきているのか把握する作業をさせていただいております。その中で、御指摘のありました部内からの指摘と警察官の指摘については、我々の耳には届いていない状況です。それそのものが把握していないのではないかという点であれば、そこはまた反省しながら確認してまいります。部内県警の今の判断について、批判的な声は聞き取れていない状況です。

◎橋本委員 この事案については、我々県民の会でもいろいろなお話をする機会がございまして、ある一定の意見統一をしたところではあります。率直に言って、知事部局や教育部局で職員の実名を公表しているのに、何で警察は公表できないんだというのが一つなんです。これは県民の素朴な疑問だと思っております。この前、一応説明を受けたときに、警視庁の指針に従っているような話が少しありました。その警視庁の指針は、どこから来たのかは、人事院からそうしてくれと話があつて、それが指針なんだと警視庁では踏襲しているよう

な話でした。それを高知県警でも踏襲しているような話だったと思います。その心というのは、プライバシーの最大限の尊重だと理解しています。そのことはそのことで、確かに人事院から来た指針は受けとめていいと思います。しかし、高知県民の感情論は、そういうものではないと思います。警察がそうするなら、知事部局や教育部局も公表すること自体がおかしい議論になって当たり前だと思うんです。警察という組織そのものは、非常に規範性の高いお仕事だと思っていて、どの部局よりもしっかりと社会的な責任、職責を負わなければならないと思います。それが統一性のないのは非常に疑問です。県民にわかりやすく説明をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎依岡首席監察官 できる限りの説明をさせていただきます。非常に難しい部分がありまして、なかなか御理解いただけない部分もあるかもしれませんが、一応考え等について、先ほどの御説明、補足も踏まえて話をさせていただきます。警察におきましては、皆様、御記憶にあると思うんですけれども、平成 11 年ころに全国の非違事案の多発を踏まえて、全国警察が危機的な状態に陥った時期がございました。そのときに、部外の監察部も警察に入れないといけないのではないかと、いろいろな問題提起がされまして、結果的には全国の有識者に集まっていただいて、警察に対する緊急提言をいただきました。これは国会でも問題になったんですけれども、それを踏まえて警察庁で平成 12 年に警察を改革していこうと警察改革要綱を定めて、警察行政の透明化と自浄機能の強化など、4 本柱を含めた対策を打ち出しております。そして、信用回復に向けて、全国の警察、警察庁、各都道府県警察、国家公安委員会、地方の公安委員会、全てが一丸となって 4 本柱の各種施策の実現に向けて取り組んでまいったところです。当時の主だった話ですけれども、御承知とは思いますが、隠蔽体質と非常に言われた時期がありました。そうじゃだめだと、自分たちでしっかりしろよということなんですけれども、今も言った透明性の確保と自浄機能の強化の部分で最大の柱の部分において、最初に自浄機能の強化の部分で一つ取り入れられたのが、懲戒処分の指針です。処分の一つの事案について、全国ばらばらで処分量定が異なってみたり、処分をしたりしなかったりすることがないようにと、こういう事実、事案に対しては、この程度の処分を下す指針、処分量定の指針が定められております。その後、透明性の確保部分の対策の一つとして、懲戒処分について適時、適切に発表しましょう、透明性を確保して隠蔽体質といわれることがないようにしっかりした広報対応をしよう、警察庁において策定されたのが懲戒処分の発表の指針です。これは平成 13 年 1 月に制定になりまして、以降、改正を求められたりしながら現在に至っているところです。懲戒処分発表の指針については、警察庁の職員に対する指針です。全国府県警察ごとには定めておりませんが、この趣旨から警察庁では、当時の官房長通達によりまして、各都道府県任命権者において、これを参考としなさいと示達がおろされております。それをもって、全国警察改革の一つの対策、全国に向けた信用を取り戻す、隠蔽体質と言われな

いように適切に広報発表しましょうと、これを参考にし、各県の事情に応じながら、一つはこれを参考にして各任命権者が処分を下し、発表してきた経過です。そういう中で、高知県もしかるべしなのですが、恐らくは各県においても各知事部局等と判断に差がある部分もあろうかと思いますが、高知県警としても、知事部局とか、ほかの組織とバランスをとることは、非常に慎重に考えて検討させていただいております。処分そのものは、発表だけではなくて、処分量定に係ります対応全てにおいて、バランスがとれたものということで、例えば懲戒処分におきまして、今回の飲酒事案についても、警察庁の指針においては減給から免職となっております。しかるべし当県の事情を踏まえて、高知県警警察内におきましても、飲酒運転は公務員が懲戒処分、厳罰方向で行っていますので、それを踏まえて基本的には厳罰体制をとっておるところです。よって平成12年以降の懲戒処分、飲酒運転について政令数値以上であったものについては、全て免職とさせていただいております。このような形で、警察としてはやはり当時の警察改革、全国警察を挙げて信用を取り戻そうと一丸となってやった経緯がございまして、その点について、各県の知事部局または教育委員会等々と非違事案対策の中の一部の判断が異なる場合がございます。非常にバランスよく対応しようとは考えておるんですけれども、やはり警察として懲戒処分の指針とこの発表の指針は今後も参考にすべき重要な指針であると判断して対応させていただいております。

◎橋本委員 1点だけお聞きしたいことがあります。警察の威信の取り戻すために、いろんな手段を使って、きちんと全国統一の枠組みの中で、そういう形が始まったことはよくわかりました。ただし、全国ばらばらでいいのかという議論の中で、全国ばらばらではいけないから統一する話になったことはよくわかります。しかし県民から言わせれば、高知県は、ばらばらでいいんですか。高知県は、ばらばらじゃないですか。片一方は公表する、片一方は公表しないでは、おかしいだろうという本当に率直な疑問だと思います。

地方自治をどう捉えているかだと思っています。あくまでも、指針は指針だと思います。それは参考だと思っていまして、そのまま踏襲するかどうかは地方自治の中でありようを決めるべきなのではないかと思っています。そのことに対してもし何かあれば、おっしゃっていただければと思うのですが。

◎依岡首席監察官 先ほどの指針に対する対応については、一つはお話ししたとおりです。警察として、やはり今後も一つの重要な参考の指針としていくべきものとの考えは現時点でも変わってはおりません。しかしながら、御指摘の部分も当然理解できるところもありまして、先ほども申しましたけれども、警察としても全てが全て違うから対応しないのではなくて、県とのバランスは全ていろいろ考えながら可能な範囲で対応させていただいて、今後もその方向では検討はさせていただきたいと考えております。

◎橋本委員 ぜひととも統一的な形を県民の皆さんがわかりやすいように、きちんと仕組みをつくっていくべきだと思います。法制上きちんと決められたことは別なんですけれども、このことに対しては、自治のある一定の判断性があると思っていますので、その辺はしっかりと議論もいただいて、前向きな話を進めて、知事部局とも教育部局とも、しっかりと調整を図っていただけるようによろしくお願いしておきたいと思います。

◎米田委員 事実経過なんですけれども、県警本部に勤められていますから高知市の方だと思いますが、所属はどこかということと、何時から何時まで飲酒していたのか。それから飲酒量。非番だったのか。そういう事実を明らかにしてください。

◎依岡首席監察官 3点のうち1点の所属ですけれども、先ほど言いましたように今回は本人を特定しない配慮をさせていただいております。本部勤務の30歳代の男性で、巡査長ですので、本部勤務は、御承知のとおり一応幹部所属的な形になっておりますので、巡査長は非常に人が少ないので、本部勤務で30歳代となりますと、特定がつかますので、この点については御理解をいただきたいと考えております。

それから飲酒の時間については、午後3時から午後9時までの6時間を親類方で飲酒している状態です。それで飲酒量ですけれども、750ミリリットルのワインを2本飲んでいく状況です。

◎米田委員 非番だったんですよね。まさかと思うけど、所属は交通ではないですよね。それは聞かれませんか。

◎依岡首席監察官 交通部の取り締まりの専門ではありません。

◎米田委員 大変なショッキングといえばショッキングですし、6時間も飲んで幡多まで行くわけですから。これは物すごい悪質です。一般人でもそうです。なおさら取り締まる警察官が、6時間も飲んで車を運転して百何十キロメートル離れところへ行くこと自体、大変な県民を裏切る、権力を持った警察官の出来事だと怒りも含めて思うところです。今、本部長が再発を防ぐことが目的だということと職員が批判にさらされることはすべきではないと言われましたけれど、率直に言って、それほど重大な事態を起こしていますから、懲戒処分、免職とともに、やはり世間からいったら社会的な制裁を受けざるを得ないです。公表してしかるべきだと思います。内部の警察官の他の人もそういう思いを持っておられる方もおいでるそうですけれど。身内はかばう。身内に甘い。こんな権力を持った警察ではいけないわけです。県民の信頼を回復するためには、率直に公表もしてやるのが県民の信頼回復することだし、再発を防ぐ一つにもなると思うんです。ですから、本当に公表しないままこれが終わったら、この事実、歴史は残るんです。高知県警察は、他の教員や県職員と違って、みずからの身内はかばう、こんなことでいいのかという事実が残ります。これは大変なことです。本当に県民の信頼回復を考えたときにこそ、つらいし大変なことですけれど、他の県職員と同じように、社会的な制裁を受けざるを得ないし、そういう事

故、犯罪をやっているんですよ。僕の意見で言っているわけですから、再度聞かせてもらいたいんですが、どうしても氏名を公表することにはなりませんか。

◎**依岡首席監察官** 現時点においては、先ほどからの御説明の繰り返しになりますけれども、やはり県警の基本的な考えとしては、懲戒処分については、氏名を特定して公にするべきものではないと考えております。非常に簡単な御説明で申しわけないんですけど、そういう趣旨で考えておりますので、現時点をもって、ここで氏名公表を今後しますという発言は控えさせていただきます。

◎**米田委員** 人事院の説明を受けたんですけど、懲戒処分の公表指針についても個人が識別されないようにすることを基本とするという書き方をされていますし、前文では懲戒処分の公表に係る原則的な取り扱いを示したものであって、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等は勘案して、公表対象、公表内容等については別途の取り扱いをすべき場合があると、人事院も必ずこれでやりなさいということではなくて、個々のケースを勘案をしてしなさいという指針なんです。今回の事故はそれじゃないですか。今まで6時間も飲んで、飲んだやさきで百何十キロメートル走ったような悪質な交通違反事故はないでしょう。それから考えてもどうかと思います。

それと橋本委員も言われていましたけれど、戦後、警察が出発するに当たって警察法に基づいて自治体警察ということで出発しました。それは途中で早くから頓挫したわけですけど。監察官も言われたように、やはり県職員、県の教員、県警本部、皆さんが一体となって、県民の皆さんの安全と命を守る仕事を共同でやっているわけです。仕事の重大性からしても、犯した過ちについては同じように取り扱うべきではないかと思うんですが。再度その2つの点をどう思われるのかお聞きしたい。

◎**依岡首席監察官** 委員の御意見は非常にわかります。県警としては本当にこのような事案が今後ないようにしっかりした対策をとって再発防止、士気の高揚に努めたいと考えておることが、首席監察官としてのここでの決意です。

◎**池脇委員** 交通事故は、勤務中にも結構起こっておりますので、この案件も一つの契機として、やはり職員倫理の徹底強化をしっかりとっていただきたい。通常の勤務の中で、パトカーで事故を起こすことは業務上起こりうる可能性は十分あるんですけども、極力そういうことがないように、しかし逃走する人はしっかり捕まえてははいけませんから、大変な職業ではあるかと思いますが、それが非番のときに、ついそういう状況が出てきているならば、やはり職業の倫理を再度しっかりと徹底していただくことが大切であるかと思っておりますので、ぜひ対応を強化していただきたいと要請しておきます。

◎**桑名委員長** それぞれ御意見がありました。問題を起こしても、公表されないことで組織が緩むことがないように、それはそれとしてしっかり綱紀粛正に努めていただきたいと思っておりますし、このような事案が二度と出てこないように努めていただきたいと思っております。

以上で、警察本部を終わります。

《監査委員事務局》

◎桑名委員長 次に、監査委員事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎吉村監査委員事務局長 監査委員事務局所管の人件費の補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の資料②議案説明書(補正予算)の201ページをお開きいただけますでしょうか。右の説明欄ですけれども、職員の人件費、一般職給与費で37万7,000円の増額補正をお願いしております。補正の主な理由としては、今議会に上程しています職員の給与に関する条例の改正案による勤勉手当の改定を反映させて計上したことや、共済費の負担金率の変更、さらに職員の4月の人事異動などによるものが増の要因となっております。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎桑名委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎福島人事委員会事務局長 お手元の資料②議案説明書の203ページをお願いします。今回お願いをしておりますのは、人件費180万3,000円の増額補正です。補正の主な理由としては、今議会に上程をしております職員の給与に関する条例改正案に係る勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもの、それと職員の新陳代謝等によるものです。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎桑名委員長 次に、議会事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎中島議会事務局 それでは、議会事務局の12月補正予算について御説明させていただきます。

資料②の議案説明書の4ページをお願いします。総額723万8,000円の減額補正を計上

しております。右の説明欄をごらんください。議会運営費の議員報酬等で 334 万 1,000 円の減額です。これは本年 2 月議会で可決されました特例条例に基づきまして、議員報酬の月額を今年度末まで減額していることなどによるものです。なお、今回の補正におきましては、人事委員会の勧告に基づきます議員等の特別職の期末手当の改正による増額も見込んでおります。

次に、人件費で事務局職員分を 389 万 7,000 円減額しております。これは人事異動によりまして、職員構成が異なったことによるものです。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案 2 件、条例その他議案 8 件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、これより採決を行います。

第 1 号「平成 28 年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第 1 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 2 号「平成 28 年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第 2 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 9 号「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」から、第 12 号「高知県税条例等の一部を改正する条例議案」まで、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以上 4 件の議案を一括採決いたします。

第 9 号議案から第 12 号議案まで、以上 4 件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案から第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号「高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案」から、第17号「平成29年度当せん金付証票の発売総額に関する議案」まで、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

◎米田委員 異議あり。15号だけ別に単独で。

◎桑名委員長 わかりました。

それでは、15号を単独でお諮りをしたいと思います。

第15号「高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 挙手多数であります。よって、第15号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第17号「平成29年度当せん金付証票の発売総額に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第17号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第22号「新中高一貫教育校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第22号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

◎桑名委員長 次に、請願について審査を行います。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査をいたします。

それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ それぞれございませんか。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1－1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

請第2－1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。小休といたします。

(小 休)

◎ これも随分話している。

◎ 意見はなし。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

これより、採決を行います。

請第2－1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、意見書を議題といたします。

意見書(案)2件が提出されております。

まず、「安全な社会保障と強い地域経済を構築するための地域財政措置を求める意見書(案)」が、公明党、自由民主党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休といたします。

(小 休)

◎ 賛成できません。社会保障と税の一体改革。これについては増税と社会保障切り捨てということで、ずっと反対をしてきました。それと財源についてのいろいろな意見もありますけど、もうちょっと抜本的な見直し、税金の集め方については、メスを入れるべきだというふうに思いますので。賛同できません。

◎ 不一致。

◎桑名委員長 それは、正常に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻しをいたします。

次に、「新たな任務付与をやめ、南スーダン共和国からの自衛隊の撤退を求める意見書(案)」が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ 不一致。

◎桑名委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻しをいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、20日午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、これにて終了いたします。

(16時45分閉会)